

平成15年11月17日

行刑改革会議 海外視察結果報告書

【視察日程】

英国	平成15年10月 8日から同月11日まで
フランス	10月12日から同月15日まで
ドイツ	10月15日から同月18日まで

【視察参加者】

英国・フランス

行刑改革会議委員	菊田幸一
行刑改革会議委員	大平光代
行刑改革会議事務局	小津博司
行刑改革会議事務局	富山 聡

フランス・ドイツ

行刑改革会議委員	南博方
行刑改革会議委員	野崎幸雄
行刑改革会議委員	久保井一匡
行刑改革会議事務局	大橋哲令
行刑改革会議事務局	新池谷 令

海外視察結果報告書目次

【英国】

第1	概観	1
第2	行刑施設の収容動向	2
第3	受刑者処遇のための基本的制度	2
第4	処遇のためのプログラムと処遇の環境（衣食住，所持品など）	4
第5	懲罰等	5
第6	不服申立て	7
第7	医療	8
第8	外部交通	9
第9	職員研修等	11
第10	独立監視委員会	11
第11	ホワイトムーア刑務所参観概要	13
別添1	英国の行刑施設の職員数内訳	18
別添2	行刑庁の重要な業務指標とその達成状況	19
別添3	英国行刑庁における聞き取り結果	21
別添4	独立監視委員会本部における聞き取り結果	29
別添5	ホワイトムーア刑務所における参観及び聞き取り結果	35

【フランス】

第1	概観	46
第2	行刑施設の収容動向	47
第3	フランス行刑の課題と対策	47
第4	行刑の基本理念	50
第5	受刑者の処遇関係	51
第6	医療	56
第7	外部からの監視等	60
第8	職員関係	61
第9	ポワシー中央刑務所視察概要	65

【ドイツ】

第1	ベルリン州の行刑の概要	68
第2	テーゲル刑務所の概要	68
第3	ハーケンフェルデ刑務所の概要	74

海外視察結果報告書（イギリス）

イギリスの行刑

英国において、独立監視委員会（Independent Monitoring Boards）本部，行刑庁（Prison Service）及びホワイトムーア刑務所（HMP Whitemoor）を訪問して調査した行刑の状況は、以下のとおりである。この調査報告は、主として現地で収集した情報に基づいて取りまとめたが、平成12年に日本弁護士連合会と法務省矯正局が共同実施した英国の行刑施設視察等の視察結果報告及び英国行刑庁のインターネットホームページから入手した情報により一部補足している。

第1 概観

英国の行刑は、平成5年（1993年）4月1日に発足した内務省所管の独立行政法人（Executive Agency）である行刑庁により統括されている。

行刑庁は、内務大臣が宣言した「個人と家庭と地域社会の権利と責任が適切に分担され、大衆の保護と安全が維持された安全で公正で寛容な社会を作る」という目的（purpose）に寄与するため、活動している。内務大臣は、この目的を達成するため、七つの目標（aims）を立てているが、その4番目「裁判所が言い渡した刑を再犯を減らし大衆を守るために効果的に執行すること。」が、行刑庁の役割と特別なかわりがある。行刑庁では、これを達成するために次のような目的（objectives）と方針（principles）を立てている。

目的

- 1 犯罪を犯したと裁判所により宣告された者を安全で見苦しくなく健康的な環境に拘禁することで大衆を守る。
- 2 違法な言動（offending behaviour）に対処し、教育や仕事の技術を高め、拘禁中も釈放後も遵法行動を促進するような建設的な体制を整えることにより、犯罪を減少させる。

方針

- 1 公正に、開放的に、かつ、人間味をもって、被収容者及びその他の刑務所とかわりを持つ人々を取り扱う。
- 2 被収容者が違法な言動を克服し、他者を尊敬するよう励ます。
- 3 他者への寄与を評価し、支持する。
- 4 すべての者に機会均等を促進し、あらゆる場面での差別を撲滅する。
- 5 刑事司法機関やその他の機関とともに建設的に業務を遂行する。
- 6 利用可能な資源から最高の価値を引き出す。

行刑庁の統括の下、平成14年（2002年）9月末日現在、45,328人の職員が137の行刑施設、15の訓練施設、20のセントラル・サービスに勤務している（職員数の内訳は、別添1のとおり）。

行刑庁では、重要な業務指標（key performance indicators）と称する数値目標を定

め、その達成度を評価するという方法を採用している。平成14年度(2002年度)におけるこの指標の内容と達成状況は、別添2のとおりである。

第2 行刑施設の収容動向

英国の行刑施設の収容人員は、近年急激な増加の傾向にある。行刑庁によれば、近年の急激な増加の主たる要因は、裁判所における実刑率の顕著な増加と宣告刑期の長期化であると分析されている。実際、平成4年(1992年)と平成8年(1996年)とを比較すると、王立裁判所での実刑率は、44パーセントから60パーセントにまで上昇している。また、これらの時期における平均宣告刑期は、前者が21月なのに対し、後者は23.4月と明らかな伸びを示している。

裁判所の判決におけるこのような変化は、平成4年(1992年)10月から施行された刑事司法法(Criminal Justice Act)と同法及び関連法のその後の改正等により、刑罰の執行対象年齢の引き下げや刑期の見直し等が行われた結果であると分析されている。

平成11年(1999年)に自宅拘禁命令(home detention curfew)が導入されたこと等により、同年の収容人員は、前年と比較してわずかに減少したが、その後再び急激な増加に転じている。最近の年間平均収容人員の推移は以下のとおりである。

平成 4年(1992年)	45,817人
平成 5年(1993年)	44,565人
平成 6年(1994年)	48,794人
平成 7年(1995年)	51,047人
平成 8年(1996年)	55,281人
平成 9年(1997年)	61,114人
平成10年(1998年)	65,299人
平成11年(1999年)	64,770人
平成12年(2000年)	64,602人
平成13年(2001年)	66,301人
平成14年(2002年)	70,860人

第3 受刑者処遇のための基本的制度

1 警備分類

英国では、成人受刑者は、逃走のリスクに基づいてカテゴリーAからカテゴリーDまでの四つの警備分類のいずれかに分類される。

カテゴリーAは、その者が逃走すれば社会一般、警察又は国家の安全に高い危険を与える場合に分類される。いかに逃走の可能性が低くても、カテゴリーAの受刑

者については逃走が不可能な状況に置かなければならない。カテゴリ A は、更に exceptional, high risk, standardrisk という三つの細分類に分類される。

カテゴリ B は、その者には極めて高度の警備までは必要ないが、逃走が極めて困難な状況に置かなければならない場合に分類される。

カテゴリ C は、その者を開放的条件に置くほど信頼はできないものの、逃走を企てる資源も意思もないと認められる場合に分類される。

カテゴリ D は、その者を開放的条件に置いてよいと十分な理由により信頼できる場合に分類される。

未決拘禁者は、カテゴリ A に分類されるべき場合を除き、カテゴリ B と同様に扱われる。

警備分類は、刑期が 1 年以上 4 年未満の場合には半年ごとに、刑期が 4 年以上の場合には毎年、見直される。カテゴリ A の受刑者については、行刑庁本部のカテゴリ A 委員会で見直しが行われる。カテゴリ D の受刑者については、より厳しい警備分類に変更すべき具体的な事情がなければ、定期的見直しは行われない。

2 行刑計画 (sentencing planning)

行刑計画は、受刑者が釈放後に再犯を犯さないこと、そのために受刑期間を有意義に過ごさせることを目的として、受刑者の処遇全般を統合するための計画で、平成 3 年 (1991 年) の刑事司法法 (Criminal Justice Act) を契機に採用されたシステムである。

(1) 問題要因の分析

個々の受刑者の問題要因を分析し、現在又は将来どのような危険性がある人物かを推測する。危険性の種類としては、次のようなものがある。

ア 犯罪の危険 (暴力, 性, その他)

イ 薬物等の濫用 (substance abuse)

ウ ぜい弱さ (vulnerability)

エ 逃走又は所在不明 (escape or abscond)

オ 信頼の悪用 (abuse of trust)

カ 抑制の問題 (control problem)

キ 自害 (self harm)

(2) 警備度及び処遇内容の決定

こうした危険性の予測に基づき、カテゴリ A からカテゴリ D までの警備度の分類を行う。また、本人にどのような処遇がふさわしいかを決定する。例えば、職業資格の取得が最重要であれば、職業訓練施設に移送するし、怒りの抑制を学ばせることが最重要であれば、ソーシャル・ワーカーを関与させる等の決定がなされる。

3 報奨制度 (Incentive and Earned Privilege Scheme)

行刑規則 (Prison Rule) 第 8 条に基づく報奨制度 (Incentive and Earned Privilege Scheme) は、受刑者に秩序ある態度 (責任ある態度・行動, 建設的活動, 自

ら良い行動をすること)を取らせるためのコントロールの手段であり、すべての刑務所が守らなければならない。どのような報奨を与えるかという基本的な基準(Key Earnable Privilege)は各施設が設定する(例えば、自分のお金へのアクセス、家族や友人とのより充実した頻繁な面会、刑務作業の賃金昇給、私服の着用、他の受刑者と交わること、居房内でのテレビへのアクセスなど)。これらを受刑者は自らの良い行いや協力的な態度で稼ぎ、態度が悪ければ取り上げられることになる。

逃走リスクによる分類とこの報奨制度とは相互に関連しない。

第4 処遇のためのプログラムと処遇の環境(衣食住、所持品など)

1 処遇のためのプログラム

受刑者の処遇プログラムには様々なものがあるが、主要なものを三つ挙げれば、性犯罪者向けのプログラム、粗暴犯に対する怒りの感情のコントロールプログラム(Anger Program)及びETS(Enhanced Thinking Skill)である。

行刑計画を組むに当たっては、担当職員が受刑者と一対一で話し合う。受刑者は勧められたカリキュラムを断ることもできるが、その場合には報奨制度のレベルが低下させられる。

受刑者には処遇プログラムを選択する権利はないが、根拠のある理由(刑期や犯罪内容との関係など)を述べることができれば、実質的には希望する処遇プログラムに配属されることができる(例えば、性犯罪を犯していないのに性犯罪者のコースを選ぶことなどはできない)。様々なプログラムを受講させる場合には、当然ながら有効で意味のある結果を求める。したがって、受講人数に限りがあれば、より効果があると見込まれる受刑者を選ぶことになる。一般的には、犯罪行動の改善プログラムよりも教育プログラムを勧めている。

2 処遇の環境(衣食住、所持品など)

英国では、受刑者の居房は原則として独居房であるが、過剰拘禁のためやむを得ず独居房に2人の受刑者を拘禁することも行っている。

受刑者には、内務大臣が認可した基準に従い、採暖及び健康上適当な衣類が提供されなければならない(行刑規則第23条第3項)。受刑者は、施設から提供される衣類を着用しなければならないが、報奨制度による優遇措置として所長が私服を着用することを許すことができる。

受刑者には施設が調理した食事が提供される。食事のカロリーについて、明確な基準はないが、4～5種類のメニューから受刑者が選択することができる。長期の受刑者には食材を自費で購入すれば自分で調理することを認めることもある。

衣食住の基準として、はっきりとしたものはなく、所長の裁量にゆだねられている。受刑者の衣食住の水準を良くしようとすると、世論の反対の声がある。

居房内の持ち物に関する規定はある。居房内には一定の保管スペースがあり、ほとんどの者はテレビを所持することができる。所内の売店(Canteen)で買い物をすることもできる。居房内での私物は2箱以内となっているが、箱の大きさはおおむねりんご箱ぐらいであり、それ以外に洋服を収納する場所が別にあることもある。

ヘッドフォンでテレビを24時間見るとを認めるかは所長次第である。所持品がなくなった場合、あらかじめなくしても当局に責任はない旨サインさせているが、裁判で敗訴することも多い。居房内で所持している物品のリスト（Property Card）を作成しているが、売店で買った食料品などの消耗品は記載していない。ちなみに、プレイ・ステーションの所持は認めている。懲罰中の所持品は、懲罰を居房で執行するのか隔離ユニットで執行するのかなど状況により様々だが、極端なケースでは、居房内にはいすがあるだけの状態で居房を施錠されているということもある。

第5 懲罰等

1 懲罰の種類

英国における懲罰は、行刑規則（Prison Rules）第55条第1項に7種類が規定されている。戒告、42日間を超えない期間における第8条に定める優遇の剥奪、21日間を超えない期間における集団作業からの除外、84日間を超えない期間における、かつ、42日分の作業報酬を超えない額における、作業報酬の停止又は減削、14日間を超えない期間における独居拘禁、短期受刑者又は長期受刑者の場合にあつては、42日間を超えない服役日数延伸処分及び通常はその権利を有する被収容者の場合にあつては、一定期間における、第43条第1項に基づく同項所掲の物品を所持する権利の剥奪である。

の服役日数延伸処分については、数か月前、欧州人権裁判所において司法と行政の役割を明確にするよう命令が出た結果、所長の権限で決定することはできなくなり、月に1回程度施設に地区裁判官が来る際に、当該裁判官の権限で決定するよう運用が改められた。

規律違反行為が犯罪を構成する場合には、警察に連絡して通常の司法手続を開始することもできる。

2 科罰手続

行刑規則や行刑庁通達（Prison Service Order）で決められており、その概略は次ページの図のとおりである。

懲罰手続の端緒は、職員が規律違反行為を現認することであるが、規律違反行為の中には、不服従（Disobedience）や無礼（Disrespectful）といったものがある。これは、職員が受刑者の態度がこれに当たると思えばレポートを書き提出するこになり、レポートを書くか書かないかはその職員の感じ方次第である。レポートが所長の手元に届けば、その後は、それが懲罰審査の証拠として使用されたり、さらには、判事による司法判断が行われたりもする。

懲罰手続における外部の者の関与として、法的代理人（Legal Representation）や友人等（McKenzie Friend）があるが、所長がこれを認めることは極めてまれであり、行刑庁において承知する限り、所長が懲罰手続の審査をする際に認められた例はない（ホワイトムア刑務所の所長は、自分の18年間の所長としての勤務経験の中で1件だけ認めたことがあると述べた。）。

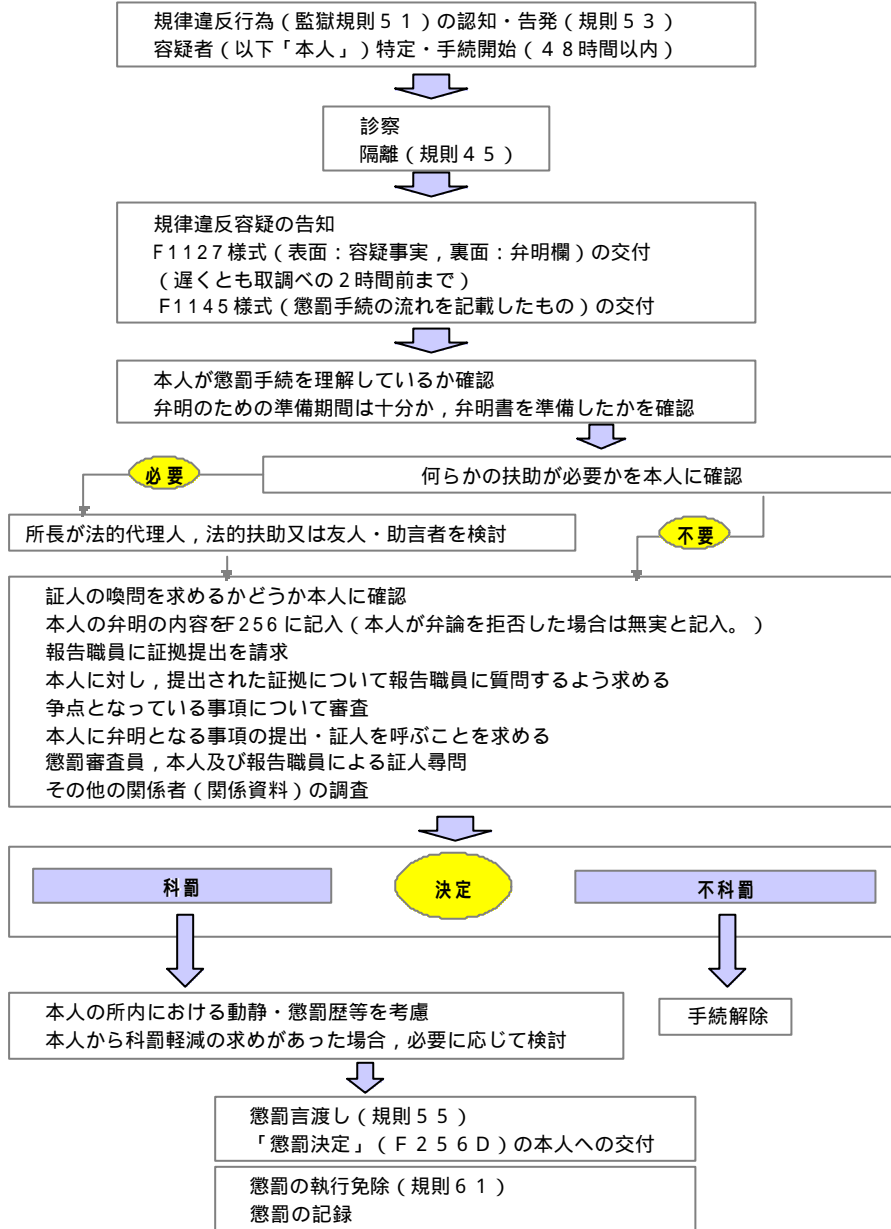
判事が審査をする際に認められた例は、今のところはないが、法的代理人につい

て近く1件認められるかもしれない状況にある。

なお、必要な費用はすべて受刑者本人が負担する。

懲罰手続の公正さは、懲罰に対する所長の判断はより上位の上司にモニターされたり、司法判断にさらされることもあるということで担保されている。所長としては、そのような事後手続が取られ得ると思えば、公正にやらなくてはと思う。

英国行刑における懲罰手続の流れ



英国Prison Serviceによる「Prisoners' Information Book」及び「Prison Discipline Manual」から作成した。

3 隔離のための独居拘禁

懲罰とは別に、隔離のための独居拘禁を行うことがある。これは本人の希望により行う場合と情報に基づいて職権で行う場合とがある。件数等は行刑庁では把握していない。収容の決定は、4時間以内であれば一般職員でも可能であり、4時間を超える場合には所長の承認が必要である。その後は1週間ごとに見直しを行い、28日を超える場合には地域監督官（Area Manager）の承認が必要となる。

隔離収容の際に居房内でじっとしている等の制約はない。自由に動き回っても構わない。入浴や運動も通常どおり行わせるが、外気に触れる機会は30分になる可能性がある。処遇の内容は様々であるが、最も厳しい制約を課された者については毎日医師が診察する。読書や面会の制限はない。

受刑者の中にはこのような処遇を希望する者がいる。性犯罪者、元警察官、元刑務官などにそういう人がいる。しかし、行刑庁としては、独居から出て他の人と交わることを勧める。他の人と交わることを拒むからといって独居拘禁に付するとメンタルヘルス上問題が生じかねないので、例えば、性犯罪者だけで集団を編成したり、他人からいじめられた人だけで集団を編成したりもする。それでも受刑者が嫌だと言いつづけた場合は、独居拘禁を続けることもやむを得ないが、カウンセリングをするなどして何とか独居から出てもらえるよう努力を続けることになる。メンタルヘルス上問題が生じれば病院に送ることもある。

隔離収容中の者の監視にカメラを使用することを検討しているが、現在は刑務官による視察を行っている。視察の頻度は、隔離の状況（初日かそれ以降か、自殺傾向があるか否か等）で異なる。隔離収容中の者には自殺が多く、居房内に道具を置くことはできない。自殺や暴行のおそれがある受刑者については、所持品を制限している。

第6 不服申立て

1 施設内での不服申立手続

(1) 口頭での申立て

口頭での不服申立ては、まず自分の担当職員（personal officer or landing officer）に行く。その結果に満足できない場合には、舎房の責任者（wing manager）との面接（application）を求めることができ、それでも満足できない場合には、所長（governor）との面接を求めることができる。

所長との面接を求めた場合には、施設の上級職員（senior member of the prison's staff）が話を聞くことになるが、さらに、医療職員（medical officer）、教誨師（chaplain）又は独立監視委員会のメンバーと面接することもある。

(2) 書面での不服申立て

書面での不服申立ては、原則として不服を申し立てる事実を承知してから3か月以内になされなければならない。所定の用紙があり、用紙はいつでも入手できるよう所定の棚に置かれているが、入手できない場合には白紙を用いてもよい。書面を提出すると、原則として7日以内に回答がなされる。回答は完全なものではないこともあるが、少なくともいつ完全な回答を得ることができるかは告知さ

れる。不服が退けられた場合には上訴することができる。

仮釈放、懲罰審査及び早期釈放(early release)に関する不服は、地域監督官(Area Manager)又は行刑庁本部の他の職員が扱わなければならない、書面による不服申立てしかできない。この場合の回答は6週間以内になされる。

特に重大な又は機微にわたる不服や、施設の職員に話すことがためられる不服については、封をした封筒で所長、独立監視委員会議長又は地域監督官に秘密申立てをすることができる。その申立てをどのように扱うかは名宛人が決定する。場合によっては不服の対象となっている職員に事情を聞くこともある。秘密申立てをした場合には、その理由も付記しなければならない。

職員から規則等に違反した取扱いを受けたという不服は、所長又は地域監督官に申し立てることができる。所長は原則として2週間以内に調査を終えてその結論を回答する。

(3) 独立監視委員会のメンバーへの申立て

独立監視委員会のメンバーとの面接を求めることもできる。通常、メンバーは、まず最初に施設職員に不服申立てをして問題を解決しようすることを期待しており、既に口頭又は書面で施設職員に不服申立てをしている場合には、既になされた回答を見た後、所要の措置を採る。所長や地域監督官にその回答を再考することを求めることもある。

2 施設外への不服申立手続(オンブズマンに対する申立て)

施設内での不服申立手続をすべて行ってもまだ満足できない場合、オンブズマンに書面を提出することができる。施設内での不服申立てに関する最終的な回答を受領してから1か月以内に提出しなければならない。申立ては受刑者自らが行わなければならない、家族や友人が代理することは認められない。

オンブズマンは、通常は12週間以内に調査を終了する。オンブズマンの職員が受刑者に面接をすることもある。不服申立てが認容された場合には、行刑庁に対してどのような対策をとることが望ましいかについての勧告がなされる。

第7 医療

英国の医療は、すべて国費でまかなうこととされており、NHS(National Health Service)が所管しているが、その唯一の例外として、受刑者については、施設内での医療は行刑庁の責任において行われてきた。この刑務所の医療についても、平成18年(2006年)までに完全にNHSに移管されることになっており、現在はその途上である。

NHSへの移管が計画されたのは、医師が刑務所にだけ勤務していたのでは技術や能力が下がってしまうということが大きな理由である。より広範な患者に接したり、研修・訓練ができないことは問題である。また、医師は予算の執行に関する行政的な感覚に疎く、たとえ高額でも最新の薬を購入して使用すべきか否かというようなことは、NHSの管轄下でコントロールした方がよいという理由もある。

まだ移管の途上ではあるが、利点としては、若い医師を短期間派遣してもらうこ

とができるようになったこと、必要がある場合に高額な薬を用いるといった判断がより適切に行えるようになったことなどを挙げることができる。

第8 外部交通

1 面会

面会の頻度は、カテゴリー、未決・既決の別などで異なる。

未決は、最低でも月曜から金曜日までの間に3回と、土・日に1回（土・日に1回が無理な場合には隔週に1回）。各面会は最低30分で、1週間を通して最低90分。刑務所の人的・物的資源が許すならば、これ以上の面会が許されることもある。

既決は、最低でも2週間に1回。各面会は最低60分（ただし、地域監督官の権限で30分まで減少させることが可能）。

一般的な面会の時間帯は、午前9時又は10時ころから正午又は午後1時くらいまでの午前の部と、午後2時又は3時ころから午後4時又は5時くらいまでの午後の部であるが、具体的な時間帯は各施設で決めている。2～3の施設では、午後5時又は午後6時ころから午後7時又は8時という夜間に面会を認めている。

行刑規則では、規律及び秩序の維持若しくは犯罪の防止等を目的として、特定の相手方と被収容者との面会について、必要と思料する期間、禁止することができる」とされているが、このような措置が執られる件数は中央では把握していない。

面会の形態としては、大きな部屋の中で複数の面会が同時に実施されるのが一般的である。職員の人員により、同時に何件の面会が実施可能かが決まる。職員は、部屋の中を歩いて存在を示し、監視をするものの、会話内容は聞かない。規則では、職員は会話を聞かなければいけないと書かれているが、これは、面会が職員が見て聞かえるように行われなければならないことを意味し、何か怪しげな話をしている、例えば暗号で話をしているといったようなことが感じられなければ個々の会話には干渉しないということである。したがって、不正行為があると信じる場合には、話を子細に聞いて、その結果を上司に知らせることになる。職員無立会の面会は基本的にはなく、あったとしてもごくまれである。面会所には職員が巡回するほか、CCTVモニターも設備されている。いわゆる夫婦面会は認めていない。

ガラス越しに面会をさせる設備もあるが、その必要がある場合に使用する。

行刑規則では、独居拘禁中の受刑者について面会の権利の行使を延期させることができるとされているが、その具体的な件数等は中央では把握していない。

2 信書

信書の用紙は、A5サイズで、1通につき8～10ページ程度までとしている。

信書には3つの種類がある。一つ目は、制定法で規定された手紙（Statute Letter）であり、未決は週に2通、既決は週に1通が保障され、この権利は懲罰でも奪うことはできない。二つ目は、報奨制度による手紙（Privilege Letter）であり、その通数等は各施設において報奨制度の基準として決めている。三つ目は、特別の理由（例えば、急な移送の連絡、法的な権利行使のための手紙など）による手紙（Special Letter）であり、必要が認められれば許される。

発信の相手方は、基本的にはだれでもよいが、一定の制限はある。例えば、被害者とその家族、共犯者、犯罪サークルに属すると思われる者、マスコミ、子供や若年者に対する犯罪を犯した場合における子供のいる組織（学校等）、私書箱などである。マスコミへの発信を規制しているのは、全国紙に記事を売って金儲けをすることなどを制限するためである。記事に共犯者や被害者とその家族の名前などが掲載されることも問題である。上訴をするための証人探しなどについてのみ、例外的に所長の承認を得てマスコミに発信することができる。

詩や小説の投稿も認められない。ただし、刑務所の制度の中で、コスラー賞という文学芸術活動を推奨する制度があり、この賞に応募することだけは賞品を寄附するという条件付で許される。

信書の検閲は、厳格なもので、所長の判断により行われる。通常、内容を読むのは、何らかの疑いがあると思われるものに対して行われる。例えば、刑務所の保安上の必要が認められるとき、逃走計画などが疑われるとき、制度の悪用が行われて別な犯罪計画が疑われるときなどである。

また、所長の職権により、ランダムにサンプルをとって読むことができる。

こうした検閲の例外として、秘密通信が保障される場合がある。それは法的特権（Legally Privilege）があるもので、例えば、弁護士あての手紙は検閲禁止の手紙（Confidential Access Letter）である。しかし、これらの手紙であっても、強い疑い（Strong Suspicion）を抱いた場合には、行刑規則第39条に基づき、受刑者の面前で職員が開封することができる。

行刑規則第34条は、すべての信書を所長が検査できるとしている。実際の運用としては、手紙は、信書の受付場所（Mail Box 又は Post Box）に持っていかれ、そこで職員が禁制品の有無などをチェックしてから封をしている。ランダムに内容を読むというのは、中をさっと見る程度であると承知している。同規則ですべての信書を読むと書いてあっても、実際にすべての手紙を読むことは不可能であり、モニタリングのためにランダムにサンプルを取って、単語を拾い読みするという程度で行っている。

信書に問題のある記載があって発受を禁止する件数がどのくらいあるのかは、中央では把握していない。手紙が出された結果、逃走などが計画されたという事例は現に存在しており、今週も小規模な暴動がサセックスのルイス刑務所で発生している。

なお、カテゴリーAの者の逃走者リストに載るような受刑者については、厳しく内容を検査している。

3 電話

電話については、1年ほど前からカード制を暗証番号で電話をかける制度に切り換えている。これは、受刑者ごとに暗証番号を与え、それに基づいて特定の相手方に電話をかけられるようにするというものであり、具体的な運用は各刑務所ごとに決めている。暗証番号制に切り換えたのは、受刑者同士でカードを売り買いしたり、恐喝したりする事件が起こったからである。

通常は、アソシエーションといて、受刑者同士が相互に交流することを認めている時間帯に電話をかけさせている。一度に多数の者が集中すると問題なので、各刑務所で例えば1通話10分などと制限をしている。

電話以外に、ファックスや電子メールの使用は認められない。

第9 職員研修等

職員の採用については、刑務官（Prison Officer）、ガバナー（Governor。所長を意味する場合もあるが、4級のガバナーなどと幾つかのグレードがあり、規模の大きい刑務所にはガバナーの資格をもった職員が複数配置されている。）、スペシャリスト（Specialist）、医師（Doctor）、心理学者（Psychologist）、教官など多数の職種がある。英国の刑務官は、警備だけでなく受刑者の処遇も担当している。全国転勤があるのは、ガバナーであり、採用時の条件として転勤があることを了承させている。その余の職員は、地域単位（当該地域内に刑務所が幾つかある程度の比較的狭いエリア）で採用している。

職員の研修機関として、大学（College）を二つ設置している。一つは英国の中央部に所在し、採用当初の職員のトレーニングを行っている。カリキュラムとしては、まずは刑務所に1か月配属し、それから大学に6週間籍を置き、再度約1年間、刑務所においてOJTを行わせている。行刑庁で仕事をすべての職員は、採用当初の研修の後も、その職員の経歴にふさわしい研修を継続的に受ける。

保安職員に対して受刑者の権利や立場を尊重させたり、受刑者が自分より下の立場にあるという錯覚に陥らせないための研修として、特に具体的なものはない。英国はEUに加盟しているため、人権は大きな問題である。しかし、そのような問題は、個別の研修で教えるのではなく、行刑庁全体の方針にかかわる問題と認識している。刑務官は、鍵の開け閉めだけでなく、処遇も行うことで受刑者との間に人間関係を作っている。

刑務所に勤務する職員の性別については、当初は、男の刑務所には男の職員、女の刑務所には女の職員というようにしていたが、1970年代の中頃から考え方を変えたところ、実際にも男女の職員が共に勤務する効果は大きく、職員も受刑者も、態度、言葉遣い、身だしなみなどが良くなった。

職員のストレス対策のため、行刑庁が特に何かをやっているということではないが、英国はストレスが社会問題となっており、一般社会において数多くのプログラムがある。刑務所でも職員の病欠が多く、これがストレスに起因するものと判明すれば福祉関係の職員が出向いて支援するし、一時別の組織に出向させることもある。

第10 独立監視委員会

1 組織体制と予算

行刑法（Prison Act）において、行刑施設は独立監視委員会なしでは運営できないとされており、イングランド及びウェールズにおいて138の独立監視委員会があり、約1700人のメンバーがいる。各地のメンバーはすべてボランティアであり、行政側からは独立している。メンバーは全員内務省の国务大臣により任命され、任

期は3年であり再任を妨げない。メンバーとなれる人は18歳以上の成人であるが、実際は高齢者が多い。現在のところ、最も若い人としては、大学の法学部の学生で20歳という人がいる。

メンバーはどこの独立監視委員会でも恒常的に不足しており、16人定員のところ14人程度しかいないということも多く、全国では欠員が約200～250人くらいはいる。

法的要件として、メンバーの中には少なくとも2人の治安判事が含まれることとなっている。治安判事がメンバーにいと自分が判決を下した受刑者が施設内にいた場合にしこりが生じる心配があり、また、余りにも治安判事の数が多いと独立監視委員会の中で派閥が形成されるという懸念はあるが、治安判事の思考プロセスは有益であり、法的要件を外そうという法律改正の企図はあっても、治安判事を全く外せというような議論はない。

独立監視委員会の予算は、年間200万ポンド強であり、内務省（Home Office）の予算が充てられている。中央の事務局に勤務している役人15人の人件費、物件費、各地の独立監視委員会のメンバーの交通費等の実費などのほか、フルタイムで働かなければならない若い人をメンバーに取り込むため、独立監視委員会の業務を行った結果、本来の業務を行えないことによる経済的損失を補填するための経費を支給するシステムも採用している。このシステムの経費として、本年は86万ポンドを計上した。補填を受けている人とそうでない人がいるが、最も多額の補填を受けている人でも年間1000ポンド程度である。また、予算には、メンバーの研修費用なども含まれる。

2 任務と役割

独立監視委員会の責務の一つとして、毎年年次報告書を国務大臣に提出している。

月1回会合があり、出席することが義務（任命時の条件）となっている。会合には刑務所長も出席してディスカッションをする。議題は、直近の1か月間において刑務所運営に関して見いだされた問題点である。

独立監視委員会のメンバーは、週に1回はだれかが刑務所を訪問し、所内の状況、施設運営や受刑者の処遇が公正で人道的であり、品位が保たれているかを確認する。建物をチェックし、受刑者と会話し、ワークショップや舎房も訪れる。その際に施設のキッチンで受刑者の食事を食べることも義務とされている。メディカル・センターや隔離ユニット（受刑者を保護するため、又は秩序を乱した受刑者が懲罰を受けるために収容される舎房）も訪れなければならない。隔離ユニットにいる受刑者全員と話をすることも要求される。独立監視委員会は、当該受刑者の隔離継続の可否の決定に相当な影響力を有している。訪問の最後にレポートを書き、所長及び他のメンバーに配布する。所長はレポートで指摘された問題に対処しなければならず、対処しない場合には次回の会合でその理由を説明する。

行刑施設への訪問は24時間可能である。訪問する際には、自分専用の刑務所の鍵の貸与を受け、職員が目や耳の届かないところで受刑者と話をすることができる。刑務所を訪問する際には、門でIDカードを見せて中に入る。アプリケーションの

受付をする場合には、必ず事前に施設に訪問する旨を連絡しておく。それ以外の訪問では必ずしも事前通知をしない。訪問時間は、当然常識が必要であり、深夜に行くようなことは普通はしないが、あえてやろうと思えば可能である。もっとも、そのような場合には、刑務所は夜間20時30分からはナイト・ロックという施錠状態となり、中央制御室でしか開錠できない状況になる関係で、所長又は上級職の特別許可がなければ中に入れなため、事前に申出をしなければならない。

受刑者から面接の求めがあれば、週に1回施設を訪問した際にこれを受け付け、受刑者に7日以内に回答する。面接1回につき1件の申立てのみ認められる。毎週の面接の件数は施設に収容されている受刑者の質によって異なる。スタッフオード刑務所では、毎週13～14件ぐらいである。女性や若年者を収容している施設では、家族問題などの困難な問題が多く、もっと件数が多い。

刑務所で重大な事故（例えば、受刑者が屋根に上る、バリケードを作る、人質を取るなど）があるとメンバーが呼ばれ、当該事故が終結するまでその場にとどまる。このような事故の際には、しばしば受刑者はその際の自分の扱いが悪かったと主張するが、メンバーが臨場していることで受刑者の様子を実際に承知しておくことができる。

メンバーは、刑務所の中の様々な委員会にオブザーバーとして参加することができ、スタッフオード刑務所の独立監視委員会に所属する16人のメンバーは、月に2～3日はこの業務に時間をさいている。

メンバーは、刑務所外で、刑務所に関して知ったことを一切話すことはできない。メンバーは、個人情報保護法、情報自由法の制約は課されているが、刑務所内のことを外部に公表などした場合には、公務員の守秘義務のような制裁はなく、違反者は直ちに解任されることになる。

第11 ホワイトムーア刑務所参観概要

1 施設の概要

英国に10ある重警備刑務所の一つであり、ヨーロッパ最大の操車場であった土地に建設され、平成3年（1991年）9月から収容を開始し、翌年1月に正式に発足した。

平成6年（1994年）9月、所内の特別保安ユニット（Special Secure Unit）からIRAのテロリスト5名を含む受刑者6名が逃走する事故（受刑者がユニットに銃を持ち込んで武装し、フェンスを切断し、よじ登って逃走）が発生している。

調査日（平成15年10月10日）朝の開房人員	419人						
うちカテゴリーA	160人強						
（カテゴリーAの細分）	<table> <tr> <td>exceptional</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>high risk</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>standard risk</td> <td>150人強</td> </tr> </table>	exceptional	5人	high risk	5人	standard risk	150人強
exceptional	5人						
high risk	5人						
standard risk	150人強						
調査日（平成15年10月10日）現在の職員数	約850人						
うち上級幹部職員	14人						
制服職員	556人						

2 入所時のセキュリティ・チェック

入口の受付でパスポートを預けた後，上着とズボンのベルトを取った状態でゲート式の金属探知機をくぐり，金属反応が出る限りは該当する物品を取り外してはくぐることを繰り返し，その後，さらに，携帯型の金属探知器で身体中をくまなく検査された上に職員が両手で全身をこする触身検査を受けた。

写真機，携帯電話等はもちろんのこと，硬貨の入った財布に至るまであらゆる金属品をロッカーに預けさせられ，その後に顔写真入りのIDカードを作成して貸与され，初めて庁舎エリアへの入所を許された。

このような検査を受けての参観であったが，特別保安ユニット（SSU）という特に厳重な警備が必要なエリアについては，所長はもちろんのこと，内務大臣や行刑庁長官であっても受刑者が入所時に受ける検査（脱衣検査（strip search）と呼ばれる，衣類を脱がしての衣類と身体の検査）以上に，身体の隅々まで厳重な検査を受けなければならないという厳しい保安管理体制を敷いているとの理由で，立入りは認められなかった。

3 ユニットC

違法な言動に関するプログラム（Offending Behaviour Program）の必要がない性犯罪者を中心に収容している。定員100人のところに現在123人を収容している。英国では，性犯罪者は他の受刑者から攻撃されやすく，他の受刑者から隔離して保護する必要がある者が多く，このユニットではそうした受刑者を集禁している。ほとんどの者が長期刑で，刑期が15年から20年の者も多い。参観時はほとんどの受刑者は作業中で不在とのことで，受刑者の数はまばらであった。

舎房は2階建てで，非常に幅の広い中央廊下が十文字になり，その両側に居房があるという構造となっており，庁舎からの通路は2階とつながっている。庁舎からの通路から舎房に入るドアはエアロックのような二重構造になっており，その空間にスタッフ用のトイレが設けられていた。2階の廊下は中央部分が1階からの吹き抜けとなっており，2階の通路からも1階の様子が見える構造となっている。1階の廊下には，卓球台が置かれているのを見ることができた。

実際に使用中の居房を見せてもらったが，制限はあるとのことだが様々な私物が置かれており，なべやフライパンもあった。長期刑の者は食事を自分で調理することもできるが，その場合の食材は自弁購入することになる。テレビも3年前から自弁が可能となった。テレビは通常の放送のみ視聴させ（視聴料は国費で支弁），有料のケーブルテレビの視聴は認めていない。受刑者からは，最近はDVDプレーヤーを所持したいとの声があるが，まだ認めていない。プレイステーションは認めている。

4 ユニットD

DSPDと呼ばれる危険で深刻な人格障害の受刑者を処遇するプロジェクトを行

っている。このプロジェクトは、英国にある二つの重警備刑務所と二つの重警備病院（いわゆる触法精神障害者が対象）において最近開始されたものである。

英国全土の施設から対象となる受刑者を受け入れ92人収容する予定だが、現在の収容人員は30人である。このユニットでは、心理学者、刑務官、精神科医、看護師、保護観察官などがチームを組んで処遇プログラムを企画している。

ユニットは、アセスメントのための住居ユニットと介入（intervention）のための住居ユニットに分けて使用している。いずれのユニットにも共用テレビ室（Common TV Room）があり、そこで受刑者とスタッフがいろいろな交流をする。実際にその部屋に入ったが、テレビのほか、魚の泳いでいる大きな水槽もあり、ソファが置かれてくつろいだ雰囲気では話ができるという印象を受けた。

このユニットに収容された受刑者は、まずはアセスメントの居住ユニットで約26週間かけて5日ごとに26のモジュールによるアセスメントを実施する。この段階で、DSPDの有無等を評価し、介入の基準（criteria）に合致すると判断されれば介入のための居住ユニットに移動させ、介入の基準に合致しないと判断されれば元施設に還送される。今のところ、アセスメントの後、ほとんどの受刑者が介入に移行している。

現在収容している受刑者のほとんどは終身刑なので、改善しなければずっと収容しておくことができるが、今後、有期刑の者を終身刑の者と一緒に処遇して取り組むことが予定されている。問題は、ここで処遇したことでその受刑者がラベリングされてしまう（釈放された後にここで処遇されたことで危険な人間とみなされてしまう）ことと、最善の努力をしても刑期満了までに改善効果が上がらなかった場合に一体どうするかということである。

5 薬物の不正使用

英国の刑務所では、平均的には約14パーセントの受刑者が施設内で違法な薬物を使用しているが、ホワイトムーア刑務所では厳重なセキュリティのため、受刑者全体の約4パーセントしか薬物検査で陽性にはならない。典型的な英国の刑務所では薬物は大問題であり、ホワイトムーア刑務所の所長が以前いた施設では、毎月の薬物検査での陽性者は、月によって大きな変動があるものの、17パーセントから30パーセントぐらいの割合で推移していたとのことである。

英国では、伝統的に職員による薬物の持ち込みや汚職などは極めてまれではあるが、職員による薬物持ち込みなども念頭に置いて防止のための措置を講じている。ホワイトムーア刑務所で違法に薬物を使用している受刑者の入手経路としては、面会が考えられている。

6 隔離ユニット

このユニットは、隔離収や懲罰のための独居拘禁などに用いられる。

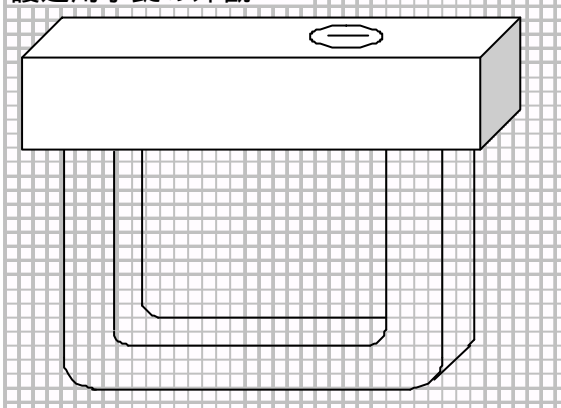
隔離収容中の受刑者は、原則的には単独で運動させ、運動具などは一切貸与しない。

このユニットは、懲罰やその取調べのため、本人の希望によるため、他の者と一

緒にできないと判断したため、受刑者を隔離収容する場合に用いるが、コントロールができない受刑者に対しては、医療的な介入や拘束具の使用をすることもある。暴れている受刑者を制圧する場合には、原則として3人（受刑者ごとにリスク・アセスメントをして何人の職員が必要かを決めている。）の職員がプロテクター、透明の盾、警棒などで完全装備し、その他にサポーターとなる職員も呼んで対処する。危険度の高い受刑者については、このような体制をあらかじめ整えないと居房の扉を開けないこともある。警棒は、防御的な姿勢を示すために用いるもので、受刑者に使用する上ではいわゆる警察比例の原則が適用される。実力行使の状況は文書化し、権限の適正な行使と説明責任を果たすことを担保している。

拘束具には、足輪やボディベルト（ベルトに手錠を取り付けたもので、機能は既に廃止されたわが国の革手錠に類似している。）もあるが、めったに用いることはなく、このような拘束具の是非についての議論もある。

護送用手錠の外観



実際に用いることが多いのは手錠である。手錠はわが国の第一種手錠とほぼ同様の外観の鉄製と思われるものであったが、護送時に用いる手錠の製式が別があり、それは、左図のような外観で、腕輪を固定して施錠する部分が鉄製の頑丈な直方体となっていて、我が国の団地などの鉄扉の鍵と同じような鍵で開錠する仕組みとなっており、針金などを不正に所持して自ら開錠することは困難な構造となっていることが認められた。

7 医療

ホワイトムーア刑務所では、病院に外来で通院させる事例が年に200～300件、入院は延べ日数で年に数か月に及んでいる。戒護職員の数は、受刑者の逃走のリスクに応じて決定している。この刑務所では、DSPDのヘルスケアを扱うなどして、医療水準の向上に努めている。

人工透析は週2回必要なら病院に連れて行くことで対応している。しかし、コストパフォーマンスの関係で、所内で行うこともある。

所内には、毎日、一般医とメンタルヘルスの専門家がいる。シニア・ヘルス・マネージャーもいる。ただし、専門家による治療は無理である。できることならば、受刑者を外部の病院に移送するよりは、所内のヘルスケア・センターに外医を呼ぶことを優先したいと考えている。

この施設でフルタイムに勤務している医師は1人であり、夜間や週末は、地元の外医との契約でカバーしている。非常勤では、精神科医が終身刑の受刑者の診察、分類、裁判所で使う鑑定資料の作成などを行っているほか、週に1回歯科医を、そのほか、手足治療医、眼科医も必要に応じて招へいしている。また、臨床のための精

神科医がもう一人非常勤として勤務している。

医療スタッフとして、週1回午前中にX線検査技師が来る。また、平日は、NHS関係の財団に、ファーマシー・サービスを委託している。

医師のリクルートは大変である。医師がもっと一般医としてのトレーニングを受けるように政府が言っているが、そのような訓練を受けた医師は皆一般社会に行ってしまう。やはり、一般社会の病院の方が、給料も患者の質もよい。リクルートが大変なのは看護師も同様である。

外部病院の協力を得たり、医師の確保のための努力をしても実現は難しく、そのためにも政府は、行刑施設の医療をNHSに移管しようとしている。

8 外部交通

(1) 電話

電話は、暗証番号を各受刑者に与え、それによって電話の相手方を一般関係20件、法律関係5件まで登録が可能になっており、所内から電話をかけることができる。電話を受けることはできない。自殺者を防止するための電話相談などを行っている慈善団体であるサマリタンに電話するための携帯電話も整備している。

電話の内容は、職員がモニター可能であり、アトランダムにモニターしている。また、プリティッシュ・テレコムが開発した技術により、すべての会話はデータテープに録音されており、1年間の保存が義務付けられている。

また、カテゴリーAの exceptional 及び high risk に分類される受刑者については、20分単位で事前に通話を予約させた上、内容はすべてモニターしている。

登録した電話番号は、単に番号だけでなく、傍受の際に正しい相手方がいるのか否かを確認しているが、別人が電話口にいることは、たとえすべての通話をモニターしたとしても完全に防止することは不可能である。

(2) 面会

面会について、特定の相手方との面会を禁止したりする事例はあり、当所では現在7人が禁止されている。このような禁止は典型的なものではない。また、当所の件数は少ない方で、所長が以前勤務した施設では、30～50人に禁止していた。禁止の主な理由は、薬物の持込と職員に対する粗暴な(abusive)態度である。

面会を禁止せずに、遮蔽板のある設備での面会のみを許したり、回数を制限することも可能である。このような措置を採った受刑者については、3か月に1度見直しをしなければならない。

(3) 信書

信書については、カテゴリーAの exceptional 及び high risk に分類される受刑者については、すべて検閲し、その余の受刑者についてはランダムに検閲している。信書は電話と違って有益な情報を得られる場合が少ないので、すべての信書を検閲する権限はあるが、具体的に疑わしい事例がない限り、ランダムな検閲しかしていない。ただ、社会を守るための保護処置(例えば、子供を虐待した受刑者で子供に手紙を書いてはいけない人の信書の検閲)としては検閲を行う。

信書の検閲から有益な情報を得られた事例としては、2年前にマンチェスターに発信を企図した信書が、麻薬取引に関する犯罪の解明に役立ったことがある。

別添 1 英国の行刑施設の職員数内訳 (平成14年(2002年)9月30日現在)

	女 性	男 性	合 計
総合計	13,869人	31,459人	45,328人
上級管理職	218人	1,003人	1,221人
Principal Officer	137人	1,152人	1,289人
Senior Officer	401人	3,240人	3,641人
Prison Officer	3,428人	14,880人	18,308人
OSG(施策支援階級)	2,081人	4,874人	6,955人
行政職員	5,060人	1,481人	6,541人
保健職員	1,007人	378人	1,385人
牧師職	71人	210人	281人
心理職計	549人	112人	661人
Industrial(賃金職員)	323人	2,709人	3,032人
その他の職員	594人	1,420人	2,014人

別添 2 行刑庁の重要な業務指標とその達成状況

平成14年度(2002年度)

- 1 逃走(物理的拘束や戒護職員のない開放的施設や構外からの逃走は含まれない。)
目標: カテゴリーAの施設からの逃走をゼロとすること。施設から又は護送中の逃走者の数を刑務所の平均収容人員の0.05パーセントよりも少なくすること。外部委託した移送中の逃走者の数を移送人員2万人当たり1人よりも少なくすること。
結果: 達成。 カテゴリーAの逃走はなく逃走者の数は平均収容人員の0.024パーセントにとどまり, 外部委託した移送中の逃走者の数は移送人員39986人当たり1人であった。
- 2 暴行
目標: 懲罰を科すこととなった職員や他の被収容者等への暴行事案の件数を刑務所の平均収容人員の9パーセントよりも少なくすること。
結果: 失敗。 暴行の件数は, 平均収容人員の9.1パーセントだった。
- 3 麻薬検査
目標: 抜打ちの麻薬検査の結果, 麻薬使用が認められる者の割合を10パーセントよりも少なくすること。
結果: 失敗。 麻薬使用が認められる者の割合は11.7パーセントだった。
- 4 意義のある活動(Purposeful Activity)
目標: 被収容者が意義のある活動に費やす時間の平均を少なくとも週24時間以上にすること。
結果: 失敗。 被収容者が意義のある活動に費やした時間は, 平均毎週22.6時間であった。
- 5 過剰拘禁
目標: その居房の収容定員を超えて収容されている被収容者の数が平均収容人員の18パーセントを超えないこと。
結果: 失敗。 該当する被収容者の数は20.4パーセントだった。
- 6 自殺
目標: 自殺した被収容者の数を刑務所の平均収容人員10万人当たり105人まで減らすこと。
結果: 失敗。 該当する人員は, 146.9人だった。
- 7 違法な言動のプログラム(Offending Behaviour Programmes)
目標: 再犯を減少させる上で効果があると信頼できるプログラムを修了した被収容者の数を Offending Behaviour Programmes について少なくとも7100人とし, Sex Offender Treatment Programme について少なくとも950人とすること。
結果: は達成。 7303人が Offending Behaviour Programmes を修了した。
は失敗。 879人が Sex Offender Treatment Programme を修了した。
- 8 収容費用

目標：平均的な収容費用が、刑務所の居室一室当たり38743ポンドを、
受刑者一人当たり36539ポンドを超えないようにすること。

結果：は失敗。居室一室当たり38753ポンドだった。
は達成。受刑者一人当たり36268ポンドだった。

9 職員の病気

目標：職員一人当たりの病気休暇の年平均日数を9日を超えないようにすること。

結果：失敗。病気休暇の年平均日数は14.6日だった。

10 人種の平等

目標：少なくとも4.5パーセントの少数民族の職員を有すること。

結果：達成。職員の5.1パーセントは少数民族だった。

11 教育

目標：受刑者が修了した各種教育の免状の数を、基礎的技術入門レベルを
6000通、基礎的技術レベル1を12000通、基礎的技術レベル
2を10800通、核となる業務技術45000通に到達すること。

結果：いずれも達成。は9179通。は16989通。は15145通。
は89201通。

12 社会復帰

目標：仕事、職業訓練又は教育の場を確保して出所した受刑者の数を28200
人とする。

結果：達成。32993人だった。

別添 3 英国行刑庁における聞き取り結果

英国行刑庁においては、Nina Buckby 氏及び Marion Stubbs 氏から、主として報奨制度について説明を受け、Bob Daw 氏から職員関係、医療関係、懲罰関係などを中心に一般的な事項について説明を受け、Pat Hunter 氏から主として外部交通制度について説明を受けた。

当方からの質疑に対する回答を含め、説明を受けた事項の概要は以下のとおりである。

行刑規則(Prison Rule)第8条に基づく報奨制度(Incentive and Earned Privilege Scheme)は、受刑者に秩序ある態度(責任ある態度・行動、建設的活動、自ら良い行動をすること)を取らせるためのコントロールの手段であり、すべての刑務所が守らなければならない。どのような報奨を与えるかという基本的な基準(Key Earnable Privilege)は各施設が設定する(例えば、自分のお金へのアクセス、家族や友人とのより充実した頻繁な面会、刑務作業の賃金昇給、私服の着用、他の受刑者と交わること、居房内でのテレビへのアクセスなど)。これらを受刑者は自らの良い行いや協力的な態度で稼ぎ、態度が悪ければ取り上げられることになる。

逃走リスクによる分類とこの報奨制度とは相互に関連しない。

英国では、受刑者は、判決が確定すると地方刑務所(Local Prison)に移送され、そこで逃走リスクに応じて、カテゴリーAからDまでの4段階に分類される(カテゴリーAへの分類は最終的には行刑庁が決定する。その余のカテゴリーは、地方刑務所において決定する)。刑期が12月以上4年未満の受刑者については半年ごとに、刑期が4年以上の受刑者については毎年、カテゴリーの見直しを実施する。

受刑者の処遇プログラムには様々なものがあるが、主要なものを三つ挙げれば、性犯罪者向けのプログラム、粗暴犯に対する怒りの感情のコントロールプログラム(Anger Program)及びETS(Enhanced Thinking Skill)である。

行刑計画を組むに当たっては、担当職員が受刑者と一対一で話し合う。受刑者は勧められたカリキュラムを断ることもできるが、その場合には報奨制度のレベルが低下させられる。

受刑者には処遇プログラムを選択する権利はないが、根拠のある理由(刑期や犯罪内容との関係など)を述べることであれば、実質的には希望する処遇プログラムに配属されることができる(例えば、性犯罪を犯していないのに性犯罪者のコースを選ぶことなどはできない)。様々なプログラムを受講させる場合には、当然ながら有効で意味のある結果を求める。したがって、受講人数に限りがあれば、より効果があると見込まれる受刑者を選ぶことになる。一般的には、犯罪行動の改善プログラムよりも教育プログラムを勧めている。

予算が十分にあれば、もっと様々なプログラムを準備して取り組みたいが、現状の予算は必ずしも十分なものとは考えていない。処遇プログラムの開発には、保安職員と心理技官やソーシャルワーカーらが連携して行っている。また、実施の場面では、関係職

員は、受刑者の個人ファイルにアクセスできるし、ケース・カンファレンスに関係職員が出席するので、そこで議論をするなどして連携を深めている。

刑務所内において刑務所の運営に協力するボランティア団体は極めて多数ある（リストを入手）。

ソリシターは事前予約をして面会に来る。ふらりと来ることはできない。

衣食住の基準ははっきりとしたものはない。ある意味所長次第である。居房内の持ち物に関する規定はある。食費は、1日に1ポンド52ペンス。居房内には一定の保管スペースがあり、ほとんどの者はテレビを所持することができる。所内の売店（Canteen）で買い物をすることもできる。独居房に2名拘禁せざるを得ないが過剰収容下ではやむを得ない。食事のカロリーは明確な基準はないが、4～5種類のメニューから受刑者が選択することができる。

受刑者の処遇を良くしようとすると、世論の反対の声はある。

居房内での私物は2箱以内となっているが、箱の大きさはおおむねりんご箱ぐらいであり、それ以外に洋服を収納する場所が別にあることもある。ヘッドフォンでテレビを24時間見るとを認めるかは所長次第である。所持品がなくなった場合、あらかじめなくしても当局に責任はない旨サインさせているが、裁判で敗訴することも多い。居房内で所持している物品のリスト（Property Card）を作成しているが、売店で買った食料品などの消耗品は記載していない。ちなみに、プレイ・ステーションの所持は認めている。懲罰中の所持品は、懲罰を居房で執行するのか隔離ユニットで執行するのかなど状況により様々だが、極端なケースでは、居房内にはいすがあるだけの状態で居房を施設されているということもある。

職員の採用については、刑務官（Prison Officer）、ガバナー（Governor。所長を意味する場合もあるが、4級のガバナーなどと幾つかのグレードがあり、規模の大きい刑務所にはガバナーの資格をもった職員が複数配置されている。）、スペシャリスト（Specialist）、医師（Doctor）、心理学者（Psychologist）、教官など多数の職種がある。英国の刑務官は、警備だけでなく受刑者の処遇も担当している。

これらの職員は、従前は中央で一括採用していたが、問題が発生したため地域単位（当該地域内に刑務所が幾つかある程度の比較的狭いエリア）で採用することにした。例えば、居住地から遠い施設に配属すると引越しのための費用が必要となるし、仮に居住地から遠方に配属しても、結局は地元の施設に戻りたがるからである。刑務官には以前は官舎を提供していたが、今はそのようなことは行っていない。これは、警察その他の政府の他の部門においても同様である。

全国転勤があるのは、ガバナーであり、採用時の条件として転勤があることを了承させている。

職員の研修機関として、大学（College）を二つ設置している。一つは英国の中央部に所在し、採用当初の職員のトレーニングを行っている。カリキュラムとしては、まずは

刑務所に1か月配属し、それから大学に6週間籍を置き、再度約1年間、刑務所においてOJTを行う。この1年間は、刑務所において実際に職務に就いて責任ある仕事を任せられるが、非常に緊密に監督されることになる。

行刑庁で仕事をするすべての職員は、その後も継続的に研修・訓練を受ける。行刑庁本部に勤務する職員であれば、管理者として研修を受けることになる。要は、その職員の経歴にふさわしい研修を継続的に行っていくことになる。

特に、保安職員に対して受刑者の権利や立場を尊重させたり、受刑者が自分より下の立場にあるという錯覚に陥らせないための研修として、具体的なものはない。しかし、受刑者に職員がきちんと対応できなければ衆情は悪くなる。我が国は、受刑者に職員が対峙するといったアメリカ的なやり方は採用していない。受刑者を人間として扱える人を職員として採用している。刑務官は、鍵の開け閉めだけでなく、処遇も行うことで受刑者との間に人間関係が出来上がる。欧州でも、オランダなどでは保安と処遇が分かれているが、英国は違う。

英国はEUに加盟しているため、人権は大きな問題である。しかし、そのような問題は、個別の研修で教えるのではなく、行刑庁全体の方針にかかわる問題と認識している。英国の刑務所は、欧州の刑務所の中では、最も多く監査を実施している。受刑者は、刑務官、所長、オンブズマン、刑務所監察官に不服を申し立てることができ、それらは問題があれば大臣に報告されるようになっており、欧州評議会や拷問等禁止委員会に不服申立てをすることもできる（過去4年間に3件申立ての実績もある）。そのようなシステムを採用しても全く問題が発生しないというわけではない。しかし、問題があれば、調査もするし、我々が自らの職員を告発することもある。行刑庁長官以下、行刑庁本部の職員は、受刑者に接する際には「Mr.」という敬称を付けている。やはり中央組織から模範を示さなければならないと考えている。

刑務所に勤務する職員の性別については、当初は、男の刑務所には男の職員、女の刑務所には女の職員というようにしていたが、1970年代の中頃から考え方を変えた。刑務所の中だけを一般社会と異なった状態にする必要はないとの考え方による。また、実際にも男女の職員が共に勤務する効果は大きく、職員も受刑者も、態度、言葉遣い、身だしなみなどが良くなったと実感できる。最近では、暴動鎮圧部隊(Riot Special Weapon and Tactics)にも女性が進出している。英国の社会全体がそのような風潮になっている。

職員のストレス対策のため、行刑庁が特に何かをやっているということではないが、英国はストレスが社会問題となっており、一般社会において数多くのプログラムがある。刑務所でも職員の病欠が多く、これがストレスに起因するものと判明すれば福祉関係の職員が出向いて支援するし、一時別の組織に出向させることもある。

職員からの苦情処理については、西洋では、一般的に各職員のレポートを管理職が作成するが、半年に1回、管理職と職員がそのレポートについて話し合いをするので、その機会に上司による自分の評価を知ることができ、その場で生の不満を聞くことができる。もちろん、このレポート作成には管理職と職員とが合意することが必要であり、さらに、より上位の職員の上承も必要とされる。

それ以外にも、職員の不満を聴取する方法はいろいろなものがある。もちろん自分の上司と話すことはいつでもできる。また、人種、性別、言語などのどんなことであっても、差別に関する苦情は記録され、調査されることとなっている。内部の人に言いにくい場合には、外部（国会議員、人種関係委員会、雇用均等委員会等）に申し出ることでもできる。また、これらの手順のすべてでうまくいかなくても、新聞社に出向いて話をすれば、喜んで話を聞いて報道する。英国の新聞は国の機関の悪いことばかり報道したが

る。懲罰を科す違反行為の中には、不服従（Disobedience）や無礼（Disrespectful）といったものがある。これは、職員が受刑者の態度がこれに当たると思えばレポートを書き提出することになり、レポートを書くか書かないかはその職員の感じ方次第である。レポートがガバナーの手元に届けば、その後は、それが懲罰審査の証拠として使用されたり、さらには、判事による司法判断が行われたりもする。ガバナーによる懲罰は、細かいことは省くとして、独居拘禁し、ラジオやテレビを禁止したり、刑期を増やしたりするものがあり、更には刑事裁判を求めることもある。

懲罰手続における外部の者の関与として、法的代理人（Legal Representation）や友人等（McKenzie Friend）があるが、ガバナーがこれを認めることは極めてまれであり、承知する限り、ガバナーが懲罰手続の審査をする際に認められた例はなく、判事が審査をする際に認められた例も、今のところはないが、法的代理人については近く1件認められるかもしれないという状況である。必要な費用はすべて受刑者本人が負担することになる。

隔離のための独居拘禁という制度があるが、これは本人の希望により収容する場合と情報に基づいて職権で収容する場合とがある。件数等は中央では把握していない。収容の決定は、4時間以内であれば一般職員でも可能であり、4時間を超える場合には所長の承認が必要である。その後は1週間ごとに見直しを行い、28日を超える場合には地域監督官（Area Manager）の承認が必要となる。

隔離収容の際に居房内でじっとしている等の制約はない。自由に動き回っても構わない。入浴や運動も通常どおり行わせるが、外気に触れる機会は30分になる可能性がある。処遇の内容は様々であるが、最も厳しい制約を課された者については毎日医師が診察する。読書や面会の制限はない。

受刑者の中にはこのような処遇を希望する者がいる。性犯罪者、元警察官、元刑務官などにそういう人がいる。しかし、我々としては、独居から出て他の人と交わることを勧める。他の人と交わることを拒むからといって独居拘禁に付するとメンタルヘルス上問題が生じかねないので、例えば、性犯罪者だけで集団を編成したり、他人からいじめられた人だけで集団を編成したりもする。それでも受刑者が嫌だと言いつづけた場合は、独居拘禁を続けることもやむを得ないが、カウンセリングをするなどして何とか独居から出てもらえるよう努力を続けることになる。メンタルヘルス上問題が生じれば病院に送ることもある。

隔離収容中の者の監視にカメラを使用することを検討しているが、現在は刑務官によ

る視察を行っている。視察の頻度は、隔離の状況（初日かそれ以降か、自殺傾向があるか否か等）で異なる。隔離収容中の者には自殺が多く、居房内に道具を置くことはできない。自殺や暴行のおそれがある受刑者については、所持品を制限している。

自殺者については、一晩目に自殺する者が多く、既存の独居房の構造を見直して少しでも自分に危害を加えるきっかけを減らそうとしている。しかし、完璧なものではなく、今までよりはより安全な居房の整備に努めているという状況である。また、刑務官との会話、話し相手の受刑者（Listner Prisoner）、サマリタン（Samaritan。日本で言う「命の電話」などのようなことを行っている慈善団体）への電話（そのための携帯電話もある。）などによっても自殺を減らそうとしている。受刑者の傾向も年とともに変わってきており、1990年代の中頃では女子受刑者は自傷が多かったが、最近では自殺が増えてきている。

当局の定義で説明するならば、受刑者の7割の者はメンタルヘルス上の問題を抱えている。その内容は、うつ病、統合失調症など様々である。政府としては、このような者については、精神病院の中で治療をしないで社会内で処遇をするという方針を採用しているが、それがうまく機能しておらず、ショーウィンドウを割るなどしてこれらの者が刑務所に入ってくることになる。英国でも現在はNHS（National Health Service）が刑務所医療を行うようになってきており、その結果、精神科医やメンタルヘルスのための看護師が刑務所に送り込まれている。

なお、英国には医療刑務所はなく、保安措置を施した精神病院が3～4か所ある。

英国では、心神喪失者の犯罪については、複数の精神科医の判断が一致すれば無罪となるが、なかなかそのような事例はなく、結局は有罪となって刑務所に来て、刑務所内で七転八倒して病院に行くことになる。多くの精神科医は、何とか患者を治療しようとはするものの、治療がうまくいかなくなると自分の病院にはいてほしくないと思い、結局は刑務所に押しつけてくると感じている。

英国では、今後、医療刑務所を作るという発想はない。昔は、女子刑務所、若年刑務所、成人刑務所などといろいろと刑務所を種類分けしていたが、そのようなことは刑務所にラベルを貼ることになり、好ましくないと考えている。

刑務所の医療については、2006年に完全にNHSに移管されることになっており、現在はその途上である。NHSへの移管が計画されたのは、医師が刑務所にだけ勤務していたのでは技術や能力が下がってしまうということが大きな理由である。より広範な患者に接したり、研修・訓練ができないことは問題である。また、医師はコスト感覚にうとく、最新の薬を購入して使用すべきか否かということについて適切な判断ができず、NHSの管轄下でコントロールした方がよいという理由もある。

まだ移管の途上ではあるが、利点としては、若い医師を短期間派遣してもらうことができるようになったこと、薬に対する投資（必要がある場合には高額な薬を使うが、そうでなければ使わないことなど）が可能になったことなどを挙げることができる。

英国の刑務所運営は、欧州の基準に従って行われており、同じ英語を話す国民ではあるものの、アメリカ合衆国とは全く違ったシステムであることを理解願いたい。アメリカ

力は、連邦、州及び郡によって制度が異なっており、例えば、オレゴン州では過剰拘禁で設備不足と思えば、カリフォルニア州では砂漠の真ん中に刑務所を増設してスリーストライク・アウトという厳罰化をし、五大湖地方では女性向けのよく整備された施設があるなど、その運用はばらばらである。アメリカの行刑運営を国際的な尺度に用いることなどあってはならない。他の先進国と比較して刑務所人口の比率が高すぎる。

面会の頻度は、カテゴリー、未決・既決の別などで異なる。

未決は、最低でも月曜から金曜日までの間に3回と、土・日に1回（土・日に1回が無理な場合には隔週に1回）。各面会は最低30分で、1週間を通して最低90分。刑務所の人的・物的資源が許すならば、これ以上の面会が許されることもある。

既決は、最低でも2週間に1回。各面会は最低60分（ただし、地域監督官の権限で30分まで減少させることが可能）。

一般的な面会の時間帯は、午前9時又は10時ころから正午又は午後1時くらいまでの午前の部と、午後2時又は3時ころから午後4時又は5時くらいまでの午後の部であるが、具体的な時間帯は各施設で決めている。2～3の施設では、午後5時又は午後6時ころから午後7時又は8時という夜間に面会を認めている。

行刑規則では、規律及び秩序の維持若しくは犯罪の防止等を目的として、特定の相手方と被収容者との面会について、必要と思料する期間、禁止することができるとされているが、このような措置が執られる件数は中央では把握していない。

面会の形態としては、大きな部屋の中で複数の面会が同時に実施されるのが一般的である。職員の人員により、同時に何件の面会が実施可能かが決まる。職員は、部屋の中を歩いて存在を示し、監視をするものの、会話内容は聞かない。規則では、職員は会話を聞かなければいけないと書かれているが、これは、面会が職員が見て聞こえるように行われなければならないことを意味し、何か怪しげな話をしている、例えば暗号で話をしているといったようなことが感じられなければ個々の会話には干渉しないということである。したがって、不正行為があると信じる場合には、話を子細に聞いて、その結果を上司に知らせることになる。職員無立会の面会は基本的にはなく、あったとしてもごくまれである。面会所には職員が巡回するほか、CCTVモニターも設備されている。いわゆる夫婦面会は認めていない。

ガラス越しに面会をさせる設備もあるが、その必要がある場合に使用する。

行刑規則では、独居拘禁中の受刑者について面会の権利の行使を延期させることができるとされているが、その具体的な件数等は中央では把握していない。

信書の用紙は、A5サイズで、1通につき8～10ページ程度までとしている。

信書には3つの種類がある。一つ目は、制定法で規定された手紙（Statute Letter）であり、未決は週に2通、既決は週に1通が保障され、この権利は懲罰でも奪うことはできない。二つ目は、報奨制度による手紙（Privilege Letter）であり、その通数等は各施設において報奨制度の基準として決めている。三つ目は、特別の理由（例えば、急な移送の連絡、法的な権利行使のための手紙など）による手紙（Special Letter）であり、必要が認められれば許される。

発信の相手方は、基本的にはだれでもよいが、一定の制限はある。例えば、被害者とその家族、共犯者、犯罪サークルに属すると思われる者、マスコミ、子供や若年者に対する犯罪を犯した場合における子供のいる組織（学校等）、私書箱などである。マスコミへの発信を規制しているのは、全国紙に記事を書いて金儲けをすることなどを制限するためである。記事に共犯者や被害者とその家族の名前などが掲載されることも問題である。上訴をするための証人探しなどについてのみ、例外的に所長の承認を得てマスコミに発信することができる。

詩や小説の投稿も認められない。ただし、刑務所の制度の中で、コスラー賞という文学芸術活動を推奨する制度があり、この賞に応募することだけは賞品を寄附するという条件付で許される。

信書の検閲は、厳格なもので、所長の判断により行われる。通常、内容を読むのは、何らかの疑いがあると思われるものに対して行われる。例えば、刑務所の保安上の必要が認められるとき、逃走計画などが疑われるとき、制度の悪用が行われて別な犯罪計画が疑われるときなどである。

また、所長の職権により、ランダムにサンプルをとって読むことができる。

こうした検閲の例外として、秘密通信が保障される場合がある。それは法的特権（Legally Privilege）があるもので、例えば、弁護士あての手紙は検閲禁止の手紙（Confidential Access Letter）である。しかし、これらの手紙であっても、強い疑い（Strong Suspicion）を抱いた場合には、行刑規則第39条に基づき、受刑者の面前で職員が開封することができる。

行刑規則第34条は、すべての信書を所長が検査できるとしている。実際の運用としては、手紙は、信書の受付場所（MailBox 又は Post Box）に持っていかれ、そこで職員が禁制品の有無などをチェックしてから封をしている。ランダムに内容を読むというのは、中をさっと見る程度であると承知している。同規則ですべての信書を読むと書いてあっても、実際にすべての手紙を読むことは不可能であり、モニタリングのためにランダムにサンプルを取って、単語を拾い読みするという程度で行っている。

信書に問題のある記載があって発受を禁止する件数がどのくらいあるのかは、中央では把握していない。手紙が出された結果、逃走などが計画されたという事例は現に存在しており、今週も小規模な暴動がサセックスのルイス刑務所で発生している。

なお、カテゴリーAの者の逃走者リストに載るような受刑者については、厳しく内容を検査している。

電話については、1年ほど前からカード制を暗証番号で電話をかける制度に切り換えている。これは、受刑者ごとに暗証番号を与え、それに基づいて特定の相手方に電話をかけられるようにするというものであり、具体的な運用は各刑務所ごとに決めている。暗証番号制に切り換えたのは、受刑者同士でカードを売り買いしたり、恐喝したりする事件が起こったからである。

通常は、アソシエーションといって、受刑者同士が相互に交流すること認めている時間帯に電話をかけさせていると思う。一度に多数の者が集中すると問題なので、各刑務所で例えば1通話10分などと制限をしているものと思う。

通話内容の傍受だが、通話時刻とどここの番号にかけたかを確実に記録しているものの、実際に傍受や録音をしているのは、所長が何らかの疑いを抱いている場合ではないかと考える。

電話以外に、ファックスや電子メールの使用は認められない。

別添 4 独立監視委員会本部における聞き取り結果

独立監視委員会本部においては、Peter Curwen 氏（事務局長）、Steve Kilbey 氏（事務局長）及び Bryan Baker 氏（スタッフォード刑務所の独立監視委員会のメンバーであり、National Council のメンバーでもある。）の 3 氏から、独立監視委員会の業務を中心に説明を受けた。

当方からの質疑に対する回答を含め、説明を受けた事項の概要は以下のとおりである。

行刑法（Prison Act）において、行刑施設は独立監視委員会なしでは運営できないとされており、イングランド及びウェールズにおいて 138 の独立監視委員会があり、約 1700 人のメンバーがいる。各地のメンバーはすべてボランティアであり、行政側からは独立している。

独立監視委員会は、「大臣及び一般社会の目と耳」と呼ばれている。行刑規則により、独立監視委員会のメンバーは刑務所を訪問し、所内の状況、施設運営や受刑者の処遇が公正で人道的であり、品位が保たれているかを確認する。行刑施設への訪問は 24 時間可能である。訪問する際には、自分専用の刑務所の鍵の貸与を受け、職員が目や耳の届かないところで受刑者と話をすることができる。

メンバーは全員内務省の国務大臣により任命され、任期は 3 年であり再任を妨げない。独立監視委員会の責務の一つとして、毎年年次報告書を国務大臣に提出している。刑務所を所管する国務大臣からは「独立監視委員会は重要な存在」との評価を受けている。独立監視委員会のメンバーは、望めば毎日刑務所を訪問でき、大臣に対して客観的かつ正直に情報を提供してくれるからというのがその理由である。

独立監視委員会は、つい最近までは訪問者委員会（Boards of Visitors）という名称であり、極めて長い歴史を有していた。2 年前に当時の内務大臣であったピーター・ロイドが訪問者委員会の在り方について 57 項目に及ぶ勧告をしたレポートを作成し、その改善を提案したが、その 1 項目に、訪問者委員会という名称では活動の実態を正確に表していないが、名は体を表すものなので、行政から独立していること、刑務所の運営を監視していること、複数のメンバーからなる委員会であることを分からせる名称にすべきということがあった。また、委員会の中央組織をもっと強力なものにすべきということで、中央組織の体制強化にも言及された。従来からあった NAC（National Advisory Council）は各地の訪問者委員会にあれこれいう権限はなかったが、今では、大臣は、必要な場合には各委員会により活発な活動（good practice）行うよう強制することができる同意している。

各地の独立監視委員会の組織、活動内容は、どこの施設の委員会でもおおむね同じであるので、スタッフォード刑務所（HM Prison Stafford）の独立監視委員会を例に挙げて説明すると、委員会は 16 人で構成されている。メンバーは地域社会から幅広く集めているが、地域住民が皆協力的というわけではない。月 1 回会合があり、出席することが義務（任命時の条件）となっている。会合には刑務所長も出席してディスカッションをする。議題は、直近の 1 か月間において刑務所運営に関して見いだされた問題点である。

独立監視委員会のメンバーは、週に1回はだれかが刑務所を訪問し、建物をチェックし、受刑者と会話し、ワークショップや舎房も訪れる。その際に施設のキッチンで受刑者の食事を食べることも義務とされている。メディカル・センターや隔離ユニット（受刑者を保護するため、又は秩序を乱した受刑者が懲罰を受けるために収容される舎房）も訪れなければならない。隔離ユニットにいる受刑者全員と話をすることも要求される。独立監視委員会は、当該受刑者の隔離継続の可否の決定に相当な影響力を有している。訪問の最後にレポートを書き、所長及び他のメンバーに配布する。所長はレポートで指摘された問題に対処しなければならず、対処しない場合には次回の会合でその理由を説明する。

すべての受刑者は苦情を申し出たり助力を求めるためメンバーと会える。この手続をアプリケーション（application）と呼ぶ。独立監視委員会のメンバーが週に1回施設を訪問した際にこれを受け付け、受刑者に7日以内に回答する。

刑務所で重大な事故（例えば、受刑者が屋根に上る、バリケードを作る、人質を取るなど）があるとメンバーが呼ばれ、当該事故が終結するまでその場にとどまる。受刑者のスタッフ（処遇担当職員のことか？）も同様に出勤する。このような事故の際には、しばしば受刑者はその際の自分の扱いが悪かったと主張するが、メンバーが臨場していることで受刑者の様子を実際に承知しておくことができる。このような事故が起きた場合には、通例、関与した受刑者は他の施設に移送される。メンバーは、移送先の施設の独立監視委員会のチェアマンに電話をし、その受刑者が移送される旨を連絡し、連絡を受けた独立監視委員会のメンバーが移送先施設においてその受刑者の様子を見守ることになる。

また、刑務所の中の様々な委員会にオブザーバーとして参加することができ、スタッフオード刑務所の独立監視委員会に所属する16人のメンバーは、月に2～3日はこの業務に時間をさいている。

独立監視委員会の予算は、年間200万ポンド強であり、内務省（Home Office）の予算が充てられている。中央の事務局に勤務している役人15人の人件費、物件費、各地の独立監視委員会のメンバーの交通費等の実費などのほか、フルタイムで働かなければならない若い人をメンバーに取り込むため、独立監視委員会の業務を行った結果、本来の業務を行えないことによる経済的損失を補填するための経費を支給するシステムも採用している。このシステムの経費として、本年は86万ポンドを計上したが、必ずしも十分な額ではないと考えている。補填を受けている人とそうでない人がいるが、最も多額の補填を受けている人でも年間1000ポンド程度である。また、予算には、メンバーの研修費用なども含まれる。

メンバーとなれる人は18歳以上の成人であるが、実際は高齢者が多い。現在のところ、最も若い人としては、大学の法学部の学生で20歳という人がいる。

メンバーとなることのインセンティブを与える意味で、メンバーズ・ブリティッシュ・エンパイアなどといった表彰制度があり、特に功労のあった人を内務大臣に推薦した

結果，年に2～3人が表彰されている。もっと広く社会に認知される制度がほしいと考えている。

実際にメンバーに選ばれた人の中には，勲章がほしい，履歴書に経歴として書ける，友達に自慢できるなどという動機で志望した人も一部にはいるが，大半の人は，刑務所内での奉仕活動という，およそ花形ではないボランティアであることを承知の上で，真剣に刑務所運営のケアをしようという正しい理由から志望している。

メンバーの中には，少なくとも2人の治安判事が法的要件として含まれることとなっている。実際には，もっと多くの治安判事が含まれていることもあり，2～3年前には，16人のメンバーに10人も治安判事が含まれているということで問題となったこともある。余りにも治安判事の数が多いと，独立監視委員会の中で派閥が出来てしまい，会合で裁判の話をしてしまうなどという弊害はある。また，自分が判決を下した受刑者が施設内にいるとしこりが生じる心配もある。このような法的要件を外そうという法律改正は企図されているかもしれないが，いまだ成立はしていない。また，治安判事の思考プロセスは有益であり，治安判事を全く外せというような議論はない。

治安判事には，刑務所の隔離継続の承認をする業務などもあり，そのような経験をいかすことができる。治安判事は，社会全体を見渡して判決することを期待されているが，中流階級の意識を反映しがちという点はあるかもしれない。

従来のメンバー勧誘の方法は，友達を誘うような感じであったが，地域社会を忠実に反映していないということで大臣が懸念を示すようになり，メンバーの任命を拒否するようになったことがあり，全国的な公募制度を作って広報活動をしたり，エスニック・グループの代表者を入れるなど国籍に対する配慮もするようになった。応募は全国規模であるが，広報は地元のマスコミを刑務所の中に案内して説明したり，興味関心のある人に所内参観をさせるなどし，希望者を独立監視委員会のチェアマンが選別して，最終的には大臣がその可否を決し，適格者を任命している。

メンバーはどこの独立監視委員会でも恒常的に不足しており，16人定員のところ14人程度しかいないということも多く，全国では欠員が約200～250人ぐらいはいると思われる。

刑務所を訪問する際には，門でIDカードを見せて中に入る。アプリケーションの受付をする場合には，必ず事前に施設に訪問する旨を連絡しておく。それ以外の訪問では必ずしも事前通知をしない。訪問時間は，当然常識が必要であり，深夜に行くようなことは普通はしないが，あえてやろうと思えば可能である。もっとも，そのような場合には，刑務所は夜間20時30分からはナイト・ロックという施錠状態となり，中央制御室でしか開錠できない状況になる関係で，所長又は上級職の特別許可がなければ中に入れないため，事前に申出をしなければならない。

メンバーは，刑務所外で，刑務所に関して知ったことを一切話すことはできない。メンバーは，個人情報保護法，情報自由法の制約は課されているが，刑務所内のことを外

部に公表などした場合には、公務員の守秘義務のような制裁はなく、違反者は直ちに解任されることになる。

アプリケーションの件数は施設に収容されている受刑者の質によって異なる。スタッフフォード刑務所では、毎週13～14件くらいである。女性や若年者を収容している施設では、家族問題などの困難な問題が多く、もっと件数が多い。

アプリケーションは、書面を提出する方法とメンバーに口頭で話す方法とがある。書面の入手方法は、従来は、受刑者が職員に出願して交付を受けていたが、現在では、刑務所内にある用紙を入れた棚から自由に取り取ることができる。アプリケーションは、1回につき1件のみ認められる。

ちなみに、受刑者の申出は、2002年に行刑庁が不服申立手続(Request and Complaint Procedure)を変えたことにより、次の4通りの不服申立てを(の結果が不満ならば、の結果が不満ならば というように) 順番にすることができる。

担当職員(Personal Officer 又は Landing Officer)に対する不服申立て

舎房責任者(Manager of their Wing)に対する不服申立て

所長に対する不服申立て

オンブズマンに対する不服申立て

これらの手続のためのフォームがイエローボックスの脇の棚に置かれている。その棚の隣に独立監視委員会に対するアプリケーションの用紙も置かれている。

独立監視委員会に対するアプリケーションと刑務所における手続は同時に行うこともできるが、刑務所における手続を先に行わないと受け付けないことも多い。受刑者は、複数の申立先に苦情を提出し、回答に矛盾があるとそれに対して不服を言うので、あらかじめ、刑務所における手続を利用していないかを調べて、回答が異なることのないように調整している(例えば、舎房を変えてほしいというアプリケーションに対しては、まず刑務所の舎房責任者に話したのかを確認し、話していないのならば、先にそちらをやるように言う。)

また、独立監視委員会のチェアマンに対して親展で封筒を提出することもできる。このアプリケーションは、チェアマンから直接受刑者に回答するので、独立監視委員会の他のメンバーはその内容を見ることができない。

アプリケーションの用紙を職員が勝手に読まないように、刑務所内に鍵付きの箱を置き、週に1回施設を訪問する際にメンバーがその鍵を開けるようにしている。

受刑者は、オンブズマンに対する不服申立てをする前に、まずは独立監視委員会に相談すべきであるとされている。独立監視委員会は、オンブズマンへの不服申立てを差し止める権限までは有していないが、独立監視委員会が関与することで解決できる問題も多く、オンブズマンへの不服申立てを止めさせる影響力を有している。

オンブズマンは、特定の事柄しか扱えない。独立監視委員会は、どのような事柄でも扱える。ただ、唯一の例外は、所長の懲罰審査(Adjudication)であり、独立監視委員会ではこれを扱うことはできない。オンブズマンでは逆にこれを扱うことが可能である。

オンブズマンには所内での不服申立手続を尽くした後でなければ申立てをすることができないが、オンブズマンには強力な勧告の権限がある。独立監視委員会は、いつでもアプリケーションを受け付け、施設に対して事実上の影響力を行使しているという点が異なる。

刑務所の運営を適正なものとするための機関として、オンブズマン、独立監視委員会のほかに、刑務所監察官（Chief Inspector of Prison）が存在するが、ロイド・レポートではそのいずれもが必要な存在であると結論付けられている。これら三つの機関は、同じ建物に中央事務局が置かれており、相互に協力し合っている。

訪問者委員会から独立監視委員会への名称変更により、実際の業務内容は何も変わっていないが、Prison Visitor という全く別の組織と混同されることはなくなった。しかし、今回、全国組織（National Council）が出来たことにより、地域によってパフォーマンスが低い独立監視委員会の活動を活性化させることができるようになり、独立監視委員会の独立（Independent）とは、「好き勝手」ではなく「刑務所からの独立」だと説明できるようになった。ちなみに、この全国組織の長には、ロイド・レポートを出したロイドが就いている。

独立監視委員会のような強い影響力を持ったボランティア組織は、英国では別に珍しいことではない。最も強力なものは無給治安判事であろう。もっとも、制定法にその存在が規定されているという意味では珍しいかもしれない。

独立監視委員会としては、権限ではなく、影響力（influence）が大切であると考えている。独立監視委員会は刑務所の管理者ではない。モニターとコメントはできるが、マネジメントはできない。かつては、マネジメントの役割も一部担っていた（例えば、所長による懲罰審査の決定をより以上に重くすること）が、その役割は外された。現在、隔離収容の継続決定に署名するという役割が残っているが、平成15年（2003年）11月からはそのやり方が改正され、隔離はレビュー・ボードという刑務所内の委員会により決定されることになり、独立監視委員会は、そのレビュー・ボードに出席してコメントを述べるということができるようになった。

レビュー・ボードとは、グレード4を超える所長、隔離棟の責任者、教誨師の代表者、医療ケアユニットの代表者、可能であれば心理学者で構成され、独立監視委員会のメンバーはオブザーバーと位置付けられている。レビュー・ボードの決定に対し、独立監視委員会のメンバーは意見を述べることができ、反対意見を述べても容認されない場合には、施設の所長、エリア・マネージャー、行刑庁の副長官、さらには長官や大臣にまで順次反対意見を述べ続けることで影響力を行使することができる。もっとも、施設の決定に独立監視委員会のメンバーが反対意見を述べることは極めて少ない。

このレビュー・ボードは、本来ならば行刑法（Prison Act）によって各施設に設置されるべきものとされていたが、過半数の刑務所には設置されておらず、11月からの制度改正により、その徹底を図るものである。

この新しい制度（Prison Service Order）では、受刑者を隔離した場合には、隔離後2時間以内に医療ケアユニットに連絡し、必要なフォームを記載させるが、医療ケアユニットが隔離に反対しても所長を拘束しないという仕組みになっている。

また、この新しい制度では、隔離された受刑者を隔離収容から解放するためのプログラムを組むことを要求しており、当該受刑者は72時間以内にレビュー・ボードに出頭しなければならないとされている。その後は、14日以内の頻度で、レビュー・ボードに出頭しなければならない。その詳細は、今後の運用にかかっているが、隔離ユニットはもっとフレンドリー（心休まる色合い）でなければならないなどと、皆を面白がらせる内容が含まれている。

別添5 ホワイトムーア刑務所における参観及び聞き取り結果

ホワイトムーア刑務所においては、実際に所内を参観したほか、Lomas 所長以下のスタッフから同刑務所の運営全般について説明を受けた。

当方からの質疑に対する回答を含め、見聞した事項及び説明を受けた事項の概要は以下のとおりである。

(入所時のチェック)

入口の受付でパスポートを預けた後、上着とズボンのベルトを取った状態でゲート式の金属探知機をくぐり、金属反応が出る限りは該当する物品を取り外してはくぐることを繰り返し、その後、さらに、携帯型の金属探知器で身体中をくまなく検査された上に職員が両手で全身をこする触身検査を受けた。

写真機、携帯電話等はもちろんのこと、硬貨の入った財布に至るまであらゆる金属品をロッカーに預けさせられ、その後に顔写真入りのIDカードを作成して貸与され、初めて庁舎エリアへの入所を許された。

(参観前の説明等)

ホワイトムーア刑務所は、英国に10施設ある重警備刑務所の一つである。非常にセキュリティ・レベルの高い受刑者も収容している。

調査日(平成15年10月10日)現在の開房人員は419人。英国の他の施設では過剰収容が問題となっているが、この刑務所ではそのような問題はない。当所では、短期刑受刑者の収容や裁判所への護送といった業務は扱っていない。

419人のうち、160人強がカテゴリーAの受刑者である。

カテゴリーAは、逃走のリスクが高い受刑者の分類であるが、更に、三つの細分類に分類されており、最も逃走リスクの高い exceptional に分類される者が5名、その次に逃走リスクの高い high risk に分類される者が5名おり、その余の150人強が standard risk に分類されている。

当所では、終身刑の者を多数収容しているし、中には、アルカイダのメンバーやIRAのテロリストも収容している。

この刑務所は、DSPD (Dangerous and Serious Personal Disorder) と略称される危険で問題を抱えた受刑者の処遇に関するプロジェクトに参加している。英国にある二つの重警備刑務所と二つの重警備病院(いわゆる触法精神障害者が対象)がこのプロジェクトに参加している。

当所には約850人の職員が勤務している。内訳は次のとおりである。

Governor/Grades	10人
Senior Managers	4人
Principal Officers	20人
Senior Officers	55人
Officer	338人
Dog Section	33人

OSG	110人（刑務官の補助的な業務を行う制服職員）
Healthcare	11人
Nurse	14人
Medical Officer	1人
Administration Staff	54人
Chaplains	3人
Physical Education Instructors	8人
Catering Officers	8人
Instructors	13人
Psychologists	15人
Industrial Staff	27人
上記に加えて	
Education Staff	
Drugs Workers	
Probation Staff	
Mental Health Unit (working on DSPD Unit)	

WRVS (Voluntary workers in the Visits Hall)

普通の施設と比べると収容人員に比して職員数は多いが、しかしながら職員数が十分であるとは考えていない。

職員のストレス対策は、専門のチーム（Staff Care and Welfare Team）が担当している。刑務事故に関連した職員など、ストレスがあると思われる職員をこのチームに紹介している。さらに、外部にも同様のサービスがある。DSPDという危険で深刻な人格障害のある受刑者を処遇する職員には、特別な心理的援助が行われる。

また、現在、SSU（Special Secure Unit）に5人の受刑者を収容しているが、ここに勤務する職員には心理学的支援を受けることを勧めている。それは、受刑者から籠絡（conditioning）されないようにするためである。ここに収容されている受刑者は、例えば、職員に対して自分を逃走させれば1億ポンドと犯罪組織によって死ぬまで面倒を見ることなどを申し出るだけの能力があり、職員が籠絡される危険があると考えている。

また、刑務所特有のストレス対策に加え、所長には雇用主として職員のストレスに責任があるが、これは他の一般的な組織と同様である。

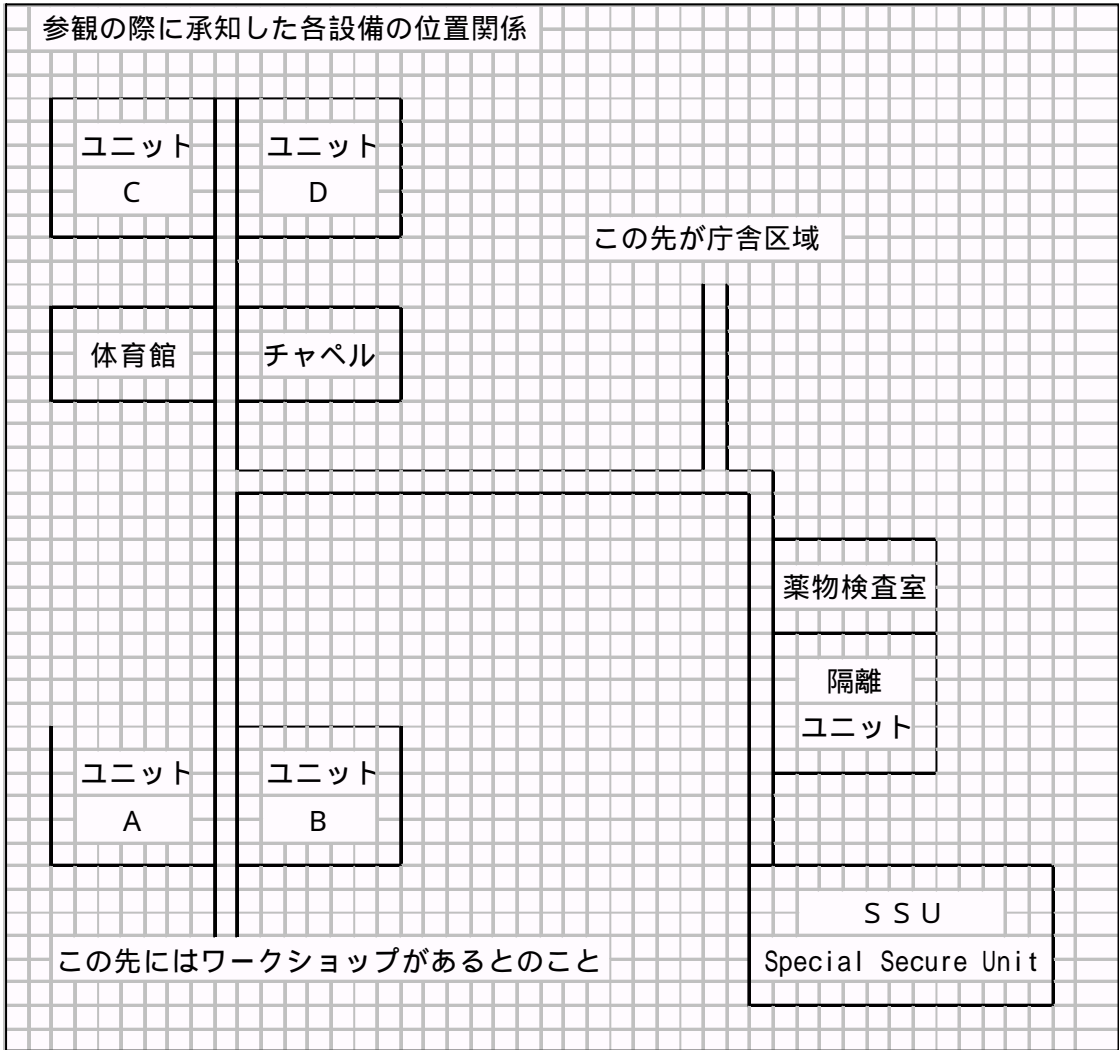
（参観）

庁舎の廊下には、主立った受刑者の氏名と顔写真が掲示されていた。

戒護区域と庁舎を仕切るドアは電子ロックされており、廊下には監視カメラが設置されていた。戒護区域内の舎房扉の鍵は磁気キー（magnetic key）であり、単に型を取っても合鍵にはならないとのこと。

案内されたのは、ユニットC及びユニットDと呼ばれる舎房棟と隔離ユニットと呼ばれる舎房棟だったが、参観の際に承知した各設備の位置関係は次のページ図のとおりである。

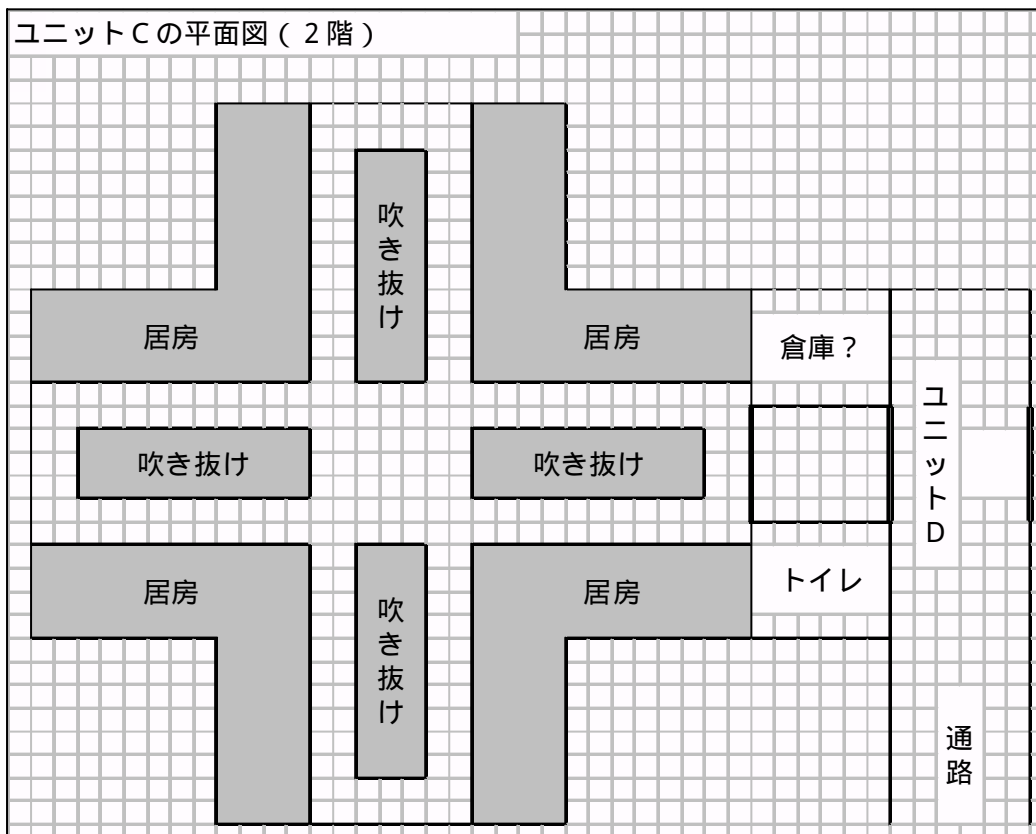
ユニットCと呼ばれる舎房棟には、違法な言動に関するプログラム（Offending Behaviour



Programmes) の必要がない性犯罪者を中心に収容している。定員は100人であるが、現在は123人を収容している。英国では、性犯罪者は他の受刑者から攻撃されやすく、他の受刑者から隔離して保護する必要がある者が多く、このユニットではそうした受刑者を集禁している。ほとんどの者が長期刑で、刑期が15年から20年の者も多い。参観時はほとんどの受刑者は作業中で不在とのこと、受刑者の数はまばらであった。舎房は2階建てで、非常に幅の広い中央廊下が十文字になり、その両側に居房があるという構造となっており、庁舎からの通路は2階とつながっている。庁舎からの通路から舎房に入るドアはエアロックのような二重構造になっており、その空間にスタッフ用のトイレが設けられていた。2階の廊下は中央部分が1階からの吹き抜けとなっており、2階の通路からも1階の様子が見える構造となっている。1階の廊下には、卓球台が置かれているのを見ることができた。舎房の平面図はおおむね次ページの図のとおりである。

この舎房で保安面を中心に勤務する職員(Discipline Officer)は、通常12人配置されている。

ユニットCの平面図（2階）



ホワイトムーア刑務所のような重警備施設では、受刑者に提供できる教育コースは限られており、この施設で犯罪傾向を減少させて他の施設へ移送すべく努力をしている。例えば、この刑務所で現在戒護区域外で作業をしている受刑者はわずか5名しかいないが、この5名は近く他のより警備度の低い施設に移送予定の受刑者である。英国では一般的に言って、性犯罪者を他の者が受け入れてくれないこともあり、受刑者の中には自分が性犯罪をしたという責任を認めない者もいて、提供可能な教育コースを受講してくれない者もいる。

この舎房での一般的な生活スケジュールは次のようなものである。

- 7時40分 居房の鍵開け，朝食，アプリケーション受付
- 8時45分 出役
- 11時00分 還房
- 11時45分 昼食（終了後13時15分まで居房を施錠する。）
- 13時45分 出役
- 16時00分 還房

午前中の作業後，運動したい受刑者は運動場で約1時間の運動をすることができる。

実際に使用中の居房を見せてもらったが，制限はあるとのことだが様々な私物が置かれており，なべやフライパンもあった。長期刑の者は食事を自分で調理することもできるが，その場合の食材は自弁購入することになる。テレビも3年前から自弁が可能とな

った。テレビは通常の放送のみ視聴させ（視聴料は国費で支弁）、有料のケーブルテレビの視聴は認めていない。受刑者からは、最近はDVDプレーヤーを所持したいとの声があるが、まだ認めていない。プレイステーションは認めている。

ユニットDも、ユニットCと左右対称になっているだけで、構造はほぼ同じである。ここでは、DSPDと呼ばれる危険で深刻な人格障害の受刑者を処遇するプロジェクトを行っている。92人を収容する予定であり、英国全土の施設から対象となる受刑者を受け入れることとしているが、現在の収容人員は30人である。危険な受刑者を収容していることのリスクを軽減するため、職員の更なる増強を計画している。このユニットでは、心理学者、刑務官、精神科医、看護師、保護観察官などがチームを組んで処遇プログラムを企画している。

このユニットは二つの住居ユニットに分けており、一つをアセスメントのための住居ユニット、一つを介入（intervention）のための住居ユニットとして使用している。居房の構造は全く同じである。いずれのユニットにも共用テレビ室（Common TV Room）があり、そこで受刑者とスタッフがいろいろな交流をする。実際にその部屋に入ったが、テレビのほか、魚の泳いでいる大きな水槽もあり、ソファが置かれてくつろいだ雰囲気では話ができるという印象を受けた。

このユニットに収容された受刑者は、まずはアセスメントの居住ユニットに収容され、約26週間かけてアセスメントを実施する。この段階で、DSPDの有無等を評価し、介入の基準（criteria）に合致すると判断されれば介入のための居住ユニットに移動させ、介入の基準に合致しないと判断されれば元施設に還送される。今のところ、アセスメントの後、ほとんどの受刑者が介入に移行している。

アセスメントは、26週間かけて、5日ごとに26のモジュールを行う。その間のスタッフや他の受刑者とのやり取りを観察し、判断する。受刑者の評価の一部として、その者の前科前歴も調査する。再犯のおそれは、前科で判断する。アセスメントにはいろいろなツールを用いる。心理学的な手法としてはかなり有名なカナダで開発されたサイコパシーチェックリストである「ヘアーチェック」などを用いている。

受刑者は、人格障害に加えてメンタルヘルスの問題を抱える者が多い。現在行われているプロジェクトについては議論が沸騰している。ここで扱うような危険な受刑者も刑期が満了すれば社会に出てしまうということである。現在収容している受刑者はほとんどは終身刑なので、改善しなければずっと収容しておくことができる。我々の次のチャレンジは、有期刑の者にいかに介入して釈放することができるかである。有期刑の者を終身刑の者と一緒に処遇して取り組みたいと考えているが、問題は、ここで処遇したことでその受刑者がラベリングされてしまう（釈放された後にここで処遇されたことで危険な人間とみなされてしまう）ことと、最善の努力をしても刑期満了までに改善効果が上がらなかった場合に一体どうするかということである。

隔離ユニットまで移動する間に、SSU（Special Secure Unit）という今回は立入りを認めてもらえなかったエリアのセキュリティについて若干の説明があった。このエリアは、極めて厳格な保安管理体制を敷いており、所長はもちろんだが、行刑庁長官や内務

大臣であってもこのエリアに入るためには、全裸になって身体の隅々まで検査を受けなければならない。ホワイトムア刑務所開設以来、この検査を免れた唯一の例外はアン王女のみである。周囲は外塀を二重構造とし、内側にフェンスを設けている。外周全域をビデオモニターしているほか、モーション・ディテクターにより不審者や不審物を監視している。パトロール犬30頭、探知犬15頭など犬も多数用いている。

隔離ユニットのすぐ手前に薬物検査室（Mandatory Drug TestRoom）があったが、ここは、受刑者が違法な薬物を使用していないか否かを検査する場所であり、英国の刑務所では、平均的には約14パーセントの受刑者が施設内で違法な薬物を使用しているが、ホワイトムア刑務所では厳重なセキュリティのため、受刑者全体の約4パーセントしか薬物検査で陽性にはならない。典型的な英国の刑務所では薬物は大問題であり、ホワイトムア刑務所の所長が以前いた施設では、毎月の薬物検査での陽性者は、月によって大きな変動があるものの、17パーセントから30パーセントぐらいの割合で推移していたとのことである。

英国では、伝統的に職員による薬物の持ち込みや汚職などは極めてまれであるが、職員による薬物持ち込みなども念頭に置いて防止のための措置を講じている。ホワイトムア刑務所で違法に薬物を使用している受刑者の入手経路としては、面会が考えられる。

隔離ユニットは2階建ての舎房であり、庁舎からの通路は2階に通じている。見聞し得た範囲での隔離ユニットの配置は次ページの図のとおりである。

ここでも舎房に入る扉は二重構造になっている。2階の廊下から1階を見ることができ、他のユニットと同様だが、他のユニットと異なり、卓球台などの娯楽設備は一切置かれていない。また、中央廊下は十字ではなく一本であり、1階も2階もその片側が隔離のための居房であり、1階の反対側には保護房（構造は日本のものと基本的に同じであった。）が設けられ、2階は様々な用途の部屋が設けられている。1階からは運動場に出ることができ、塀に囲まれたテニスコートの片面程度の広さの運動場がある。

隔離収容中の受刑者は、原則的には単独で運動させ、運動具などは一切貸与しない。

このユニットは、隔離収や懲罰のための独居拘禁などに用いられる。懲罰の内容の中には、42日までの刑期の延伸というのがあり、6～7か月前までは所長の権限で決めることができたが、欧州人権裁判所から行政と司法の権限を分けるよう命令され、そのような懲罰は裁判官が決めることとなった。

懲罰審査（Adjudication）には所長が決定するものと裁判官が決定するものがあることになる。この場合の裁判官は、治安判事ではなく地区裁判官である。また、非常に深刻な規則違反については、このほか、警察に通知して通常の司法手続を進めることもある。

懲罰審査室の机やいすの配置状況は次ページの図のとおりである。

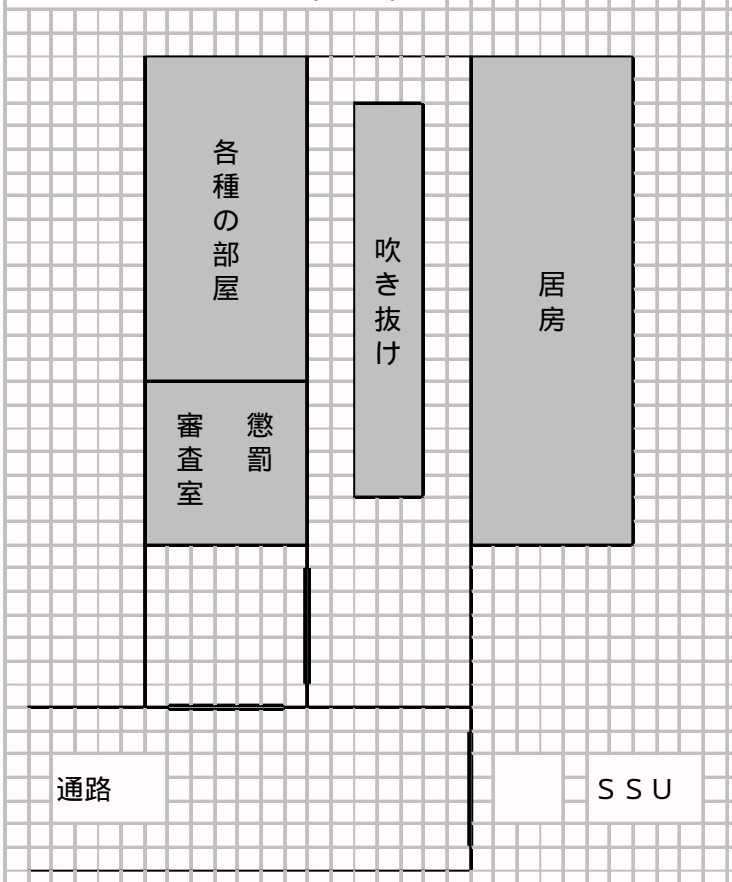
懲罰審査手続の流れは、例えば次のようなものである。

まず、受刑者が自分の名前と番号を述べる。

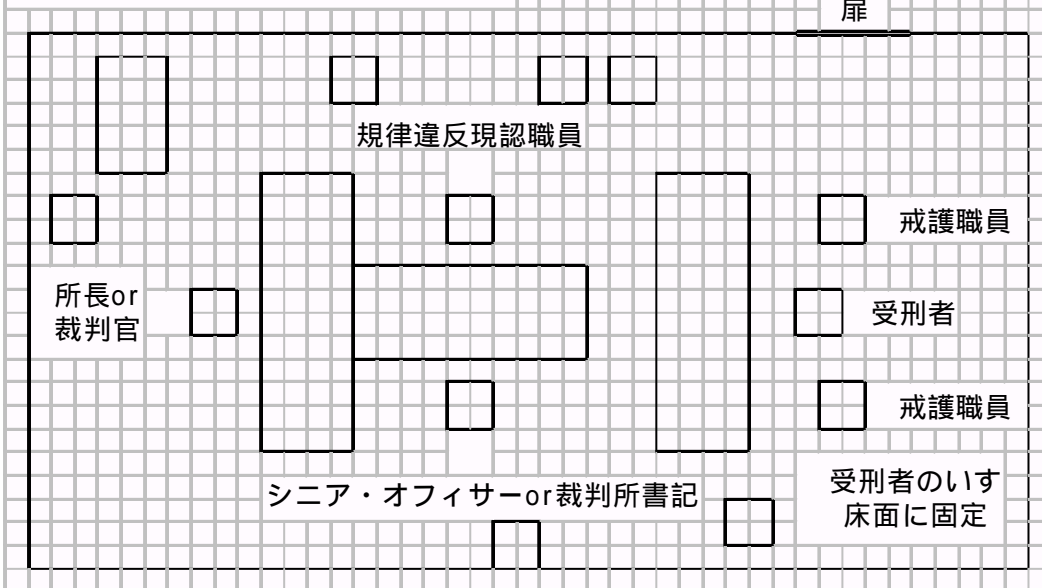
次に、受刑者の規律違反行為を現認した職員がその内容を告げる。

受刑者に対し、きちんと話を理解して自分を弁護できる能力があるか、懲罰審査を受けるまでに十分な準備期間があったかを聞いた上で、弁解を求める。法的な援助を受け

隔離ユニットの平面図（2階）



懲罰審査室の机といすの配置



たいと受刑者が求めた場合、私（所長）は7日から14日手続を止めて弁護士に連絡させることとしている。

所長において証人等が必要と判断すれば呼び出すこともある。

受刑者は法的代理人やその他自分の援助をしてくれる人を求めることができるが、その場合にはタレント原則という基準（容疑事実の複雑性、法的問題の有無、本人の弁解能力、手続を合理的な速度で進めること、公正さ）を考慮して決定する。私（所長）が今まで18年間勤務した中で受刑者の申出を認めたことが1件ある。

懲罰手続の公正さは、懲罰に対する所長の判断がより上位の上司にモニターされたり、司法判断にさらされることもあるということによって担保される。所長としては、そのような事後手続が取られ得ると思えば、公正にやらなくてはと思う。

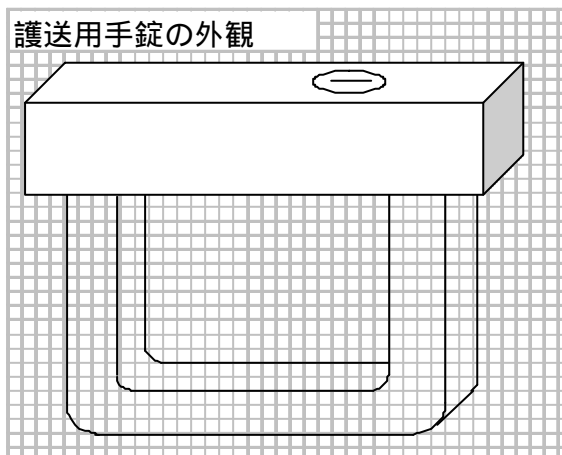
懲罰審査をする前段階において、受刑者を隔離する場合もあれば隔離しない場合もある。隔離した場合には、48時間以内にまず事情聴取を行う。

審査の結果、規律違反行為をしたことが確認されると、情状酌量の余地を考慮する。情状についての受刑者自身の意見も聞く。

最終的な懲罰の決定に対して受刑者は不服申立てをすることができるが、それによって懲罰の執行は停止されない。

この隔離ユニットでは、懲罰やその取調べのため、本人の希望によるため、他の者と一緒にできないと判断したため、受刑者を隔離収容する場合に用いるが、コントロールができない受刑者に対しては、医療的な介入や拘束具の使用をすることもある。暴れている受刑者を制圧する場合には、原則として3人（受刑者ごとにリスク・アセスメントをして何人の職員が必要かを決めている。）の職員がプロテクター、透明の盾、警棒などで完全装備し、その他にサポーターとなる職員も呼んで対処する。危険度の高い受刑者については、このような体制をあらかじめ整えないと居房の扉を開けないこともある。警棒は、防御的な姿勢を示すために用いるもので、受刑者に使用する上ではいわゆる警察比例の原則が適用される。実力行使の状況は文書化し、権限の適正な行使と説明責任を果たすことを担保している。

拘束具には、足輪やボディベルト（ベルトに手錠を取り付けたもので、機能は既に廃止されたわが国の革手錠に類似している。）もあるが、めったに用いることはなく、この



ような拘束具の是非についての議論もある。

実際に用いることが多いのは手錠である。手錠はわが国の第一種手錠とほぼ同様の外観の鉄製と思われるものであったが、護送時に用いる手錠の製式が別があり、それは、左図のような外観で、腕輪を固定して施錠する部分が鉄製の頑丈な直方体となっていて、我が国の団地などの鉄扉の鍵と同じような鍵で開錠する仕組みとなっており、針金などを不正に所持して自ら開錠することは困難な構造となっていることが認められた。

(参観後の質疑応答時の説明)

職員の転勤は、ガバナーの者はそれ相応にある。この施設で保安面の責任者をしている職員 (Principal Officer) は既に 1 2 年間勤務しているが、昇進に伴い異動はある。この施設は辺ぴなところにあるため、リクルートはなかなか大変である。

受刑者の行状に応じて特典を与える報奨制度は、単純ではあるがいいアイデアである。しかし、実務上は、どこで線引きをするかなど困難な問題もある。受刑者の態度や行動をよい方向に向かわせることに最終的には役立つと思うが、それ以上にこの制度は職員に自信を与えることに役立っている。

この制度は、あくまでもインセンティブを与えるスキームであり、懲罰制度とは違う。他施設の所長などに話を聞くと、最も優遇を与える enhanced というクラスにするには相応な勇気が必要という声が多い。

この制度の方針は行刑庁から示されているが、個々の運用は各施設が決めている。行刑庁本部は、本部が正しいと考える文書を作るが、それは各施設にとって完全なものではない。刑務所は収容している受刑者のカテゴリーごとに特徴があるし、受刑者や周辺住民からどんなプレッシャーを受けるか、スタッフの文化も施設によって異なる。したがって、行刑庁本部の方針に基づき、各施設において運用 (実現) 可能なものを作るとは各施設の役割とせざるを得ない。1990年代半ばに大きな逃走事故が発生した時には、本部からは処方的な指示が出て細かなことまで規制されたが、今は、本部からは基本的な方針 (ガイドライン、原則、パラメータのみを決めるもの) のみが示され、処方的な指示はなくなってきている。

一時期、本部からこのような処方的な指示が出たのは、それまでの刑務所が所長を領主とする封建領土みたいだったことも関係している。

医療に関しては、英国は50年前に全国民の医療を国費で負担する制度ができたが、唯一受刑者だけがその対象外とされていた。現在では平成18年 (2006年) に完全にNHS (National Health Service) に移管すべく手続を進めている最中である。

英国では、医療は贅沢の部類に入ることとされており、刑務所の中で初期医療 (Primary Care) を受けたらその費用は行刑庁が払い、その後の医療 (Secondary Care。例えば病院移送) の費用はNHSが払うこととなっている。

ホワイトムーア刑務所では、病院に外来で通院させる事例が年に200~300件、入院は延べ日数で年に数か月に及んでいる。戒護職員の数は、受刑者の逃走のリスクに応じて決定している。この刑務所では、DSPDのヘルスケアを扱うなどして、医療水準の向上に努めている。

人工透析は週2回必要なら病院に連れて行くことで対応している。しかし、コストパフォーマンスの関係で、所内で行うこともある。

所内には、毎日、一般医とメンタルヘルスの専門家がいます。シニア・ヘルス・マネージャーもいます。ただし、専門家による治療は無理である。できることならば、受刑者を外部の病院に移送するよりは、所内のヘルスケア・センターに外医を呼ぶことを優先したいと考えています。

この施設でフルタイムに勤務している医師は1人であり、夜間や週末は、地元の外医

との契約でカバーしている。非常勤では、精神科医が終身刑の受刑者の診察、分類、裁判所で使う鑑定資料の作成などを行っているほか、週に1回歯科医を、そのほか、手足治療医、眼科医も必要に応じて招へいしている。また、臨床のための精神科医がもう一人非常勤として勤務している。

受刑者が刑務所に歯科治療に来るといった批判がアメリカ合衆国ではあるようだが、英国ではそういう話は聞かない。ただ、浮浪者が刑務所に入りたくて犯罪を犯すというような話はある。

また、教育活動について、受刑者が大学（Open University）の学位を取れることについて批判がある。最近では意義のある活動（purposeful activity）の内容について、社会一般の意識が変化し、かつてのようなレクリエーション的な教育は行われなくなり、基礎的な技術（Basic Skill）などが重視されてきている。

受刑者には選挙権はないが、未決拘禁者にはある。

医療スタッフとして、週1回午前中にレディオ・グラファァーが来る。また、平日は、NHS関係の財団に、ファーマシー・サービスを委託している。

医師のリクルートは大変である。医師がもっと一般医としてのトレーニングを受けるように政府が言っているが、そのような訓練を受けた医師は皆一般社会に行ってしまう。やはり、一般社会の病院の方が、給料も患者の質もよい。リクルートが大変なのは看護師も同様である。

外部病院の協力を得たり、医師の確保のための努力をしても実現は難しく、そのためにも政府は、行刑施設の医療をNHSに移管しようとしている。

電話は暗証番号を各受刑者に与え、それによって電話の相手方を一般20件、法律5件まで登録が可能になっており、所内から電話をかけることができる。電話を受けることはできない。自殺者を防止するための電話相談などを行っている慈善団体であるサマリタンに電話するための携帯電話も整備している。

電話の内容は、職員がモニター可能であり、アトランダムにモニターしている。また、ブリティッシュ・テレコムが開発した技術により、すべての会話はデータテープに録音されており、1年間の保存が義務付けられている。

また、カテゴリーAのexceptional及びhigh riskに分類される受刑者については、20分単位で事前に通話を予約させた上、内容はすべてモニターしている。

登録した電話番号は、単に番号だけでなく、傍受の際に正しい相手方がいるのか否かを確認しているが、別人が電話口にいることは、たとえすべての通話をモニターしたとしても完全に防止することは不可能である。

英国では、受刑者に電話をかけることを認めるという制度が先にあり、その後になって、社会を守る上で様々な問題が生じ、そのための手段を後から考えてきている。

しかし、電話で家族や友人と会話することは、受刑者の改善更生に役立つ。また、電話を傍受することで、膨大な有益な情報（intelligence）を集めることができる。

面会について、特定の相手方との面会を禁止したりする事例はあり、当所では現在7人が禁止されている。このような禁止は典型的なものではない。また、当所の件数は少ない方で、私（所長）が以前勤務した施設では、30～50人に禁止していた。禁止の主な理由は、薬物の持込と職員に対する粗暴な（abusive）態度である。

面会を禁止せずに、遮蔽板のある設備での面会のみを許したり、回数を制限することも可能である。このような措置を採った受刑者については、3か月に1度見直しをしなければならない。

信書については、カテゴリーAの exceptional 及び high risk に分類される受刑者については、すべて検閲し、その余の受刑者についてはランダムに検閲している。信書は電話と違って有益な情報を得られる場合が少ないので、すべての信書を検閲する権限はあるが、具体的に疑わしい事例がない限り、ランダムな検閲しかしていない。ただ、社会を守るための保護処置（例えば、子供を虐待した受刑者で子供に手紙を書いてはいけない人の信書の検閲）としては検閲を行う。

信書の検閲から有益な情報を得られた事例としては、2年前にマンチェスターに発信を企図した信書から、麻薬取引に関する犯罪の解明に役立ったことがある。

海外視察結果報告（フランス）

フランスの行刑

フランスにおいて、司法省行刑局、厚生省（注：厚生省については、担当者在フランス日本国大使館までお越しいただき、大使館において聞き取り調査を行った。）及びボワシー中央刑務所を訪問して調査した行刑の状況は、以下のとおりである。以下のとりまとめには、現地で収集した情報のほか、インターネット等から入手したデータ情報等を含んでいる。

第1 概観

フランスの行刑は、1911年以降司法省が所管している。司法が量刑を決定する以上、行刑も同じ司法が行うべきとの考えによる。

司法省行刑局の統括の下、9の地方行刑局（注：このほかに海外領土に所在する行刑施設を監督するブロック機関が一つある。）が設けられ、平成15年（2003年）1月1日現在、28,590人の職員が189の行刑施設で勤務している。施設の内訳は、以下のとおりである。

行刑施設の種類	収容目的等	施設数
拘置所 (Maisons d'arrêt)	未決拘禁者及び刑期1年未満の受刑者を収容する。	118
刑 務 所	拘禁センター (Centre de détention)	24
	受刑センター (Centre pénitentiaire)	28
	中央刑務所 (Maison centrals)	5
半開放刑務所 (Centre autonomes de semi-liberté)	刑期1年以上で開放的処遇に適した受刑者を収容し、監視を伴わない施設外における諸活動を主眼とする処遇を実施する。 収容の決定は、判決裁判所が行う。	13
医療刑務所 (Établissement public de santé national à Fresnes)	全国唯一の医療専門施設であり、パリのフランスにある。国立病院の資格を有し、主として身体疾患の受刑者を扱うが、精神疾患を有する受刑者等の医療措置も行っている。	1

施設数は2003年6月1日現在の数字

なお、我が国との行政組織上の相違点は、受刑者の保護観察業務についても行刑

局が所管していること、少年矯正については、同じ司法省の青少年保護局が所管している点である（注：フランスにおける刑事責任年齢は犯行時13歳とされており、13歳から18歳未満までの犯罪少年の処遇を青少年保護局が所管し、18歳以上の犯罪者については行刑局が所管する。）

フランスにおける行刑行政のための規範は、欧州人権条約を基にして、欧州評議会の出す欧州指令が一つの規範となっている。また、国内法として刑事訴訟法典（デクレを含む。）が行刑に関わる規定を置いているほか、各施設の内部規則で詳細事項が定められている。

第2 行刑施設の収容動向

フランスの行刑施設の収容人員は、1996年から2001年までの間は新規収容人員が漸減していたため、約55,000人から約50,000人弱にまで減少していた（人口10万人当たりの被収容者数は約79人（2001年7月現在）であり、他の西欧各国（2001年9月1日時点ドイツ95.8人、イギリス126人）に比べ低い数値を示していた。）

しかしその後急激な増加傾向を示し、2003年6月1日現在の収容人員は約61,000人にまで急増している（収容定員は2003年1月1日現在48,603人）。収容人数の近年の急激な増加の主たる要因について、司法省行刑局は、国民の治安強化の声を受けて、政府が治安対策を強化（警察官の増員、治安回復のための新規立法等）した結果、検挙率の上昇とともに、裁判所における実刑率の顕著な増加と宣告刑期の長期化（また、フランスでは有罪判決確定後、本人の行状等により刑罰適用判事の決定により刑期を短縮することが認められており、刑期の短縮を見越してあらかじめ重い宣告刑を科す傾向が見られるとのこと。）にあると分析している。

なお、最近の収容人員の推移は以下のとおりである。

年	収容人員	収容定員	収容率(%)
平成 8年(1996年)	55,062人	48,791人	112.9
平成 9年(1997年)	54,269人	49,791人	109.0
平成10年(1998年)	53,845人	49,619人	108.5
平成11年(1999年)	52,961人	49,549人	106.9
平成12年(2000年)	51,441人	49,294人	104.4
平成13年(2001年)	49,718人	48,922人	101.6
平成14年(2002年)	54,959人	47,473人	115.7
平成15年(2003年)	60,963人	48,603人	125.3

2000年までは各1月1日時点におけるフランス国内のすべての行刑施設（未決・既決を含む。）の収容人員数、2001年及び2002年は7月1日時点、2003年は6月1日時点の数字。

第3 フランス行刑の課題と対策

1 過剰収容

第2で述べたとおり、フランスの刑務所は近年急ピッチで収容率が増加しており過剰収容状態が継続している。

2 施設の老朽化

フランスでは築100年～200年を超える老朽化した建物が依然として刑務所として使用されている。2002年11月時点で存在している185施設のうち、102か所が1912年以前に建設されたものであり、現有定員の約35パーセントを占めているとのことである。

政府では、過剰収容問題に対処し、老朽化した施設を更新するため、合計14億ユーロを投資して、2007年までに合計30施設、収容定員にして13,200人分の矯正施設を建設する予定。

建設される施設は、成人用施設22か所（仏本土に20か所、海外領土に2か所）及び未成年者用矯正施設（18歳以上20歳未満の受刑者を収容する施設）8か所とされている。

施設建設に当たってのテーマは、次のとおりである。

(1) 21世紀の刑務所

より安全な刑務所

警備関係の設備の強化、刑務所職員の安全確保等

より人間味のある刑務所

刑務所職員の労働条件の改善。400人から600人規模の施設を建設する。また、これら施設で個別化された被収容者の性質に応じた適切な処遇を行うために最大200人の小ユニットに分割する。さらに、被収容者の生活の質と衛生の改善を図る。

より設備が整った刑務所

身体障害のある被収容者のための舎房、母子が使用できる舎房、学校教育や職業訓練施設の整備等

(2) 青少年矯正センター

現在、未成年者は拘留所等に付設された青少年区画（QUARTIERS POUR MINEURS）に収容されているが、未成年者に悪影響を及ぼす成人被収容者との接触を完全に排除できないこと、また、被収容者の求める作業量を確保できない（注：フランスでは刑務作業は義務ではなく、本人の希望により施設が提供すべきものとされている。）など十分な矯正処遇を施せない等の問題があるため、新たに青少年矯正センター（CENTRE PENITENTIAIRE POUR MINEURS）が設けられることとなった。

同センターは、定員40名又は60名の小規模な施設を予定しており、未成年者のみを拘禁する施設となる。

しかしながら、当局の説明によれば、ジョスパン前政権及びラファラン現政権ともに刑務所の建設には前向きであるものの、一般に政治的関心が薄く、また、建設予定地の取得が困難なこともあり、施設の建設は計画どおりには進んでいな

いとのことである。

3 保安事故の多発

近年におけるフランスの主要な保安事故は次のとおり。

年	自殺	逃走	職員暴行
平成12年(2000年)	121人	34件/41人	338
平成13年(2001年)	104人	31件/38人	413

特記事項として、ここ1～2年の間に外部から施設を襲撃して、被収容者の身柄を奪取するといった脱獄事件が多発している。当局では、事故の発生を防止するため、かなりの予算を配分して対策を講じている(具体例は下記のとおり。)

また、被収容者は、概して暴力的かつ攻撃的で、精神的な障害を有している者も多いため、職員暴行も多い(注：フランスでは、一般の精神科の治療では、開放的な環境で、かつ、脱施設化の方向にあるが、治療中の者が社会で犯罪を犯す事例が見受けられるため、これらの犯罪者についても刑事責任能力を認めて、刑務所に収容する傾向が強い。ちなみに最近のアンケート調査によれば、薬物依存、又は定期的に薬物を使用している受刑者は全体の約32%、また、全体の1/3がかなり重度のアルコール依存症とのこと。)

さらに、夜間を中心にいまだ自殺が多数発生しており、年間100件を超える自殺事故が発生している(ちなみに2002年には約120件あり、当局では夜間の自殺防止対策を検討中である。)

【具体例1】

2001年5月28日日刊メディア・ダイジェスト報道

パリ郊外にあるフレーヌ刑務所で、仲間の受刑者を脱獄させるため、ヘリコプターで刑務所上空から武器を投げ入れ、受刑者が人質を取って立てこもる事件が発生。

【具体例2】

2003年3月13日日刊メディア・ダイジェスト報道

パリ郊外にあるフレーヌ刑務所で、警官隊に変装した武装グループ4名が門扉をロケット砲で爆破し所内に押し入った。一方、受刑者1名が自ら所持していた爆発物を使って舎房から脱出し、武装グループとともに逃亡した。受刑者は爆発物のほかに、携帯電話を所持していたことが判明しているが、これらをどのように入手したのかは不明。

今回我々の調査に対し懇切かつ詳細な説明をしてくれたロンザム行刑局次長(司法官出身)から、上記の3点がフランス行刑の当面する最大の課題であるとした上で、このような様々な問題を抱えた現在のフランスの行刑行政は、決して模範的なものであるとは考えておらず、今後も謙虚な気持ちで行刑行政の運営に当たっていく旨の説明があった。

また、最近のフランス国内の行刑に関する報道の中で、日本の行刑施設では自殺や

襲撃による逃走事故等がほとんど発生しておらず、理想的な行刑運営がなされているとするものがあったが、今回、行刑改革会議が実態調査のためフランスを訪問するに至った経緯を聞いて、日本でも様々な問題があることが理解できた旨の発言があった。

第4 行刑の基本理念

フランスにおける行刑の基本理念は、受刑者の拘禁を確保するとともに、改善更生・社会復帰を図ることにある。このため、社会復帰を促進する観点から、行刑施設では希望する受刑者のために刑務作業の充実を図るとともに、職業活動を保障するためにあらゆる措置を採ることとされている（刑事訴訟法典第720条）。しかしながら、矯正教育はあくまで希望者のみが対象とされるので、施設側の働き掛けを拒否する受刑者についてはそれまでである。

現に、組織犯罪関係者やテロリスト等一般に社会復帰が困難と考えられる受刑者に対しても、一般の受刑者と同様に刑務作業、職業訓練又は教科教育への参加を働き掛けるものの、これを拒否する受刑者については、単に施設内に閉じこめ、隔離するという方針で対応しているとのことである。

なお、2001年7月にジョスパン前首相の指示により、司法省において矯正法案の草案が作成されている。草案は、刑の意義、矯正業務、被拘禁者の懲戒手続、被拘禁者の法的環境、矯正施設の外部的統制を内容としているが詳細は次のとおりである。

矯正法の制定については、前政権時に積極的に取組が進められたものの、現政権になってからは具体的な動きは見られないとのこと。

刑の意義

判例の諸要素を取り入れて、刑の意義を定義する。

矯正業務

現在の矯正業務は、拘禁の確保と被収容者の社会復帰の二つと考えられているが、社会復帰と再犯防止を目指し、これら受刑者を日常的かつ個別的に支援することを業務内容として明確化する。

同時に矯正職員が服すべき将来の職業倫理の枠組みを明確化する。

被拘禁者の懲戒手続

懲罰委員会に、外部の委員を加えること、被拘禁者に加えられる罰を軽減し、懲罰房における懲罰の期間を最長45日から20日に減少させる。

被拘禁者の法的環境

被収容者であっても、行動の自由を制限されるのみで、市民であり、市民としての基本権を共有していることを法律レベルで確認する。

同時に、施設内の規律秩序の維持に向けられた法規に従うこと及び矯正当局の職員の命令に応じることを内容とする被収容者の服従義務を規定し、被収容者の分類・割り当て、隔離措置、拘束措置、検査等々の被収容者の権利の制限についての法的枠組みを決定する。

矯正施設の外部的統制

矯正施設に対する外部的統制として、閣議で任命される刑務所監察官の設置、司法機関による統制の改善等について規定する。

第5 受刑者の処遇関係

1 分類処遇

フランスでは、一般に刑の長短により、中央刑務所（刑期5年以上）、拘禁センター（刑期1年以上5年未満）、拘置所（刑期1年未満）の順に収容施設が決められる。他方、刑務所内における受刑者の分類については、刑事訴訟法典により、受刑者の刑の種類、年齢、健康状態及び人格を考慮して区画を分けて処遇が行われる（刑事訴訟法典第718条）。

なお、刑の長短による分類にかかわらず、刑期が満期に近づいた場合や、本人の改善更生・社会復帰のために必要と認められる場合（例えば、本人が職業訓練の受講を希望する場合等）には、それに応じた施設に移送されることもある。また、3で述べる確信的なテロリスト等一部の危険な受刑者であっても、本人の量刑、初犯・再犯の別等を考慮して仮釈放（注：かつては刑期5年以上の受刑者については司法大臣に仮釈放の権限があったが、2000年以降刑罰適用判事の権限となっている。）が認められ得る場合には開放度の高い施設に移送されることもある。

ところで、第4で記載した矯正法案草案では、刑の長短による分類制度を改め、受刑者の状況や人格を評価することを可能にする客観的に法定された基準に従って受刑者を収容する施設を3レベル（ ）に分類する制度の導入が検討されたようであるが、同法案はいまだ成立には至っておらず、当該運用はなされていない。

レベル1 社会復帰や釈放準備を主体とする施設

レベル2 残刑が1年以上で、日々の研修、労働、スポーツ、文化等の活動を確保するための施設

レベル3 客観的な基準に照らして、最も高度のセキュリティを必要とする受刑者を収容する施設

また、フランスでは、英米諸国と異なり、処遇に段階を設けて行状が良ければ次の段階に進むといったいわゆる累進処遇制度は採用しておらず、施設長が個々の受刑者の特性に応じて、ケースバイケースで対応方針を決定することとされている（注：1978年に刑事訴訟法典が改正されるまでは、フランスにおいてもいわゆる累進処遇制がとられていた。）。当該方法については、個別に適切な対応が可能である反面、施設によって対応がまちまちとなるため、批判もあるとのこと。

2 拘禁形態

刑事訴訟法上、受刑者の拘禁形態は、夜間独居拘禁が原則とされている（刑事訴訟法典第719条）が、現在では過剰収容状態にあることから、例外的に雑居拘禁も行われている。しかしながら、定員内の収容が比較的守られている中央刑務所及び拘禁センターについては、原則どおりの運用がなされている。

なお、フランスでは、受刑者自らの希望により、又は施設側の保安上の理由（逃走未遂を行った受刑者等）により、施設長の決定に基づいて受刑者を昼夜間独居拘

禁にすることが可能である。最長期間の規定は設けられていないが、3か月ごとに延長の決定がなされており、拘禁期間が1年を超える場合には司法省が決定する。本拘禁は制裁としてなされるものではないため、基本的に通常の受刑者に認められる権利が保障される。

また、2003年7月以降、本拘禁の決定についても弁護士の援助を求める制度が設けられたとのことである。

3 処遇困難受刑者に対する対策

フランスには、逃走の常習者や確信的なテロリスト等処遇に留意する必要がある被収容者が、被収容者全体の1%弱存在している。フランスではこれら被収容者について、警察と協力して一覧リストを作成している。

これらの被収容者を専門に収容する集禁施設は存在しない(1970年までは過去の犯歴や疾病歴等をもとに集禁施設が存在していたが、70年代に処遇方針を償い(応報)に転換した旨の説明があった。)

麻薬中毒者や精神に障害を有する受刑者の処遇についても、当該受刑者に特有の心理学的・社会的な矯正プログラムのようなものは設けられておらず、通常の医療プログラムに沿って治療が行われる。具体的には、麻薬中毒者については、医師の判断で麻薬に代わる代替薬物(メタドン、シフイック等)を使用し、麻薬からの離脱が図られる。

また、精神疾患を有する受刑者については、本人の同意がある場合に収容される精神疾患の専門治療施設(SMPR: Service médico-psychologiques régionaux)と強制入院が可能な治療困難病棟が存在するが、詳細については医療の項に記載する。

4 戒具・武器等

刑務官は警棒以外に武器を携行することはない。受刑者の制圧は、刑務官が行うが、その場合は打撃を吸収することができるクッション性の高い衣服に着替えて対応する。制圧後、受刑者は予防的に懲罰房に収容されることがあるが、当該期間は2日間を超えてはならない。

通常の制圧で対応できない事案については、施設長又は管理職員の指示により、ガスカプセル(キャプストン)の使用がなされることがある。この場合には使用した後に直ちに医師による診察が必要である。

また、戒具として手錠及び足かせがあるが、足かせが実際に使用される例はまれである。手錠は、暴行のおそれが顕著な場合又は通常房から懲罰房に移すまでの間使用されるが、懲罰房に収容後直ちに解除しなければならない。

司法省担当者のお話では、戒具の不適正な使用が問題となった事例はないとのことである。

5 作業

フランスでは、刑務作業は受刑者の義務とはされていないが、主要な処遇内容を構成している。刑務作業の実施形態は、私企業との契約によるもの(提供作業)、

刑務作業公社 (Régie Industrielle des Etablissements Pénitentiaires = RIEP) により実施されるもの及び 経理作業がある。

2001年及び2002年の平均就業人員，形態別の割合及び平均月収は次のとおりである。

【平成13年(2001年)実績】

	提供作業	RIEP	経理作業	全体
就業人員	9,566人	1,240人	6,638人	21,437人
就業率(%)	19.2	2.4	13.3	43.1
平均報酬額(月)	382.26	446.06	157.02	-
ユーロ(円)	(49,693)	(57,987)	(20,412)	

【平成14年(2002年)実績】

	提供作業	RIEP	経理作業	全体
就業人員	8,910人	1,284人	6,697人	20,802人
就業率(%)	16.2	2.3	12.1	37.8
平均報酬額(月)	354.92	455.34	178.53	-
ユーロ(円)	(46,139)	(59,194)	(23,208)	

注1：就業率は，2001年7月1日現在の全収容人員49,718人(2002年は，54,959人)に対する比率

注2：「全体」は「RIEP」，「提供作業」及び「経理作業」等を含む刑務作業全体を示す。

注3：ユーロの円換算は1ユーロ=130円で算出している。

また，フランスにおいても，刑務作業の確保が重要な課題となっており1995年以降「刑務作業強化計画(Plan d'Action pour la Croissance du Travail et de l'Emploi=PACTE)」を発足させ，刑務作業の水準を高めながら作業量及び就業人員の拡大に努めている。

6 不服申立て

(1) 一般的事項に係る不服申立て

懲罰以外の一般的な不服申立制度については，司法省及びポワシー中央刑務所双方とも具体的な説明は得られなかった。

なお，ポワシー中央刑務所の話では，受刑者が関係機関に適宜の方法で不服を申し出ることには自由であるが，きちんと制度化された不服申立制度は法律上存在していないとのことであった。施設側に寄せられる不満は，食事(2001年に発生した暴動により厨房が破壊されたため，満足な設備がなく不満が続いている。) ，面会及び作業(不景気のため受刑者の求めに応じ提供できる作業がない。) に関して多くなされるが，すべてに応じられるわけではなく，基本的には日常的なコンタクトの中で対応しているとのこと。

また，施設は，弁護士が被収容者と遠慮なく話すことができるように特別の部屋を提供しなければならないこととされている。

(2) 懲罰に係る不服申立て

懲罰に係る不服については、1996年に制度が整備され、施設長の懲罰処分に不服がある場合には、15日以内に地方行刑局長（日本でいえば矯正管区長）に不服を申し立てることができる（申立てをしても執行停止効はなく、期間経過とともに訴えの利益は消滅するが、刑の短縮等について審査する際に懲罰の有無が影響を及ぼすので取消しの利益があるものとして処理されている。）

地方行刑局長は、不服を受け取ってから1月以内に回答することとされ、回答がなされない場合、又は回答に不服がある場合には2月以内にさらに行政裁判所に提訴することができる。

地方行刑局では、審査をする専門の担当者を1名程度配置して主として手続の瑕疵の有無等について書面による審査が行われている。

なお、近年の懲罰に係る不服申立ての実績は次のとおりであるが、2002年については、管区に申し立てられた761件の不服のうち、処分の取消しが68件及び変更が23件ある。

年	懲罰件数	管区不服件数	裁判所提訴件数
平成9年(1997年)	35,611	398	39
平成10年(1998年)	35,195	448	33
平成11年(1999年)	38,333	628	44
平成12年(2000年)	38,721	583	45
平成13年(2001年)	34,051	646	62
平成14年(2002年)	39,618	761	68

7 外部交通

(1) 面会

受刑者は施設長が面会することを許可した者と面会することが可能であるが、直系親族を除いては、受刑者の事前の申請に基づいて相手方の犯歴等について調査（実際の調査は警察が実施）がなされる。

調査の結果、不許可とされるのは、施設の安全・治安が保たれないと判断される場合、裁判の審理中のため面会を認められない場合及び本人の社会復帰のために望ましくないと考えられる場合である。

面会時間及び回数等は施設によって異なるが、時間は概ね一回当たり35分から45分程度（長期刑の受刑者を収容する施設では1時間程度）行われている。

中央刑務所については、面会は毎週土・日及び祝祭日に実施されている。

また、最近、実験的に家族面会に配慮をしたアパート形式の面会場所が1か所設置された。更に近々数か所の刑務所に設置される予定であり、ポワシー中央刑務所にも設置される見込みである。

(2) 信書

受刑者は誰とでも信書の発受ができる。検閲はすべての場合について実施され

るわけではないとの説明を司法省で受けたが、ポワシー中央刑務所における説明ではすべて検閲しているとのことであった。

(3) 電話

司法省での説明によれば、刑事訴訟法典上、以下のような取扱いをしているとのことであった。

拘置所	電話を使用できない。
拘禁センター	家族又は面会許可を受けた人と電話が可能
中央刑務所	重大な事故が生じている場合に限り家族との通話が可能 ただし、ポワシー中央刑務所での説明では、現実の運用としては相手方の制限はなされていないとのことであった。

電話は受刑者がテレホンカードを購入して行う（購入資金のない人には、施設側が貸与）。

使用回数・時間は施設によって異なる。ポワシー中央刑務所では、事前の申請により原則月6回まで行うことが可能である。制限回数以上であっても電話があげられているときは申請により認められる。ただしこの場合は相手方の番号を控えられる。時間については特段の制限はない模様。

通信内容の傍受については、完全にモニターしているとのことであった。ただし、ポワシー中央刑務所では、実際にはほとんど傍受をしない運用をしているとのことであった。

8 懲罰制度

1996年以降、行政裁判所の判決を踏まえ懲罰手続が整備された。それまでは、全国共通の手続はなく、また、いかなる規律違反に対してどのような懲罰が科されるのかについても施設ごとでまちまちであり、恣意的であるとの批判があった。手続の整備状況は次のとおり。

・1996年

罪刑法定主義の考えを取り入れ、どのような違反に対しどのような懲罰が科されるのかルールを明確化。また懲罰処分に係る不服申立制度を創設

違反類型は、第1レベル（逃走、暴動、職員暴行等、重大な違反行為）、第2レベル（暴言、窃盗等中程度の違反行為）及び第3レベル（それ以外の比較的軽微な違反行為）からなる。また、科される懲罰の種類として、一般制裁として、しっ責、補助金の受領の禁止、一定の条件付きでの売店利用の禁止、通常房への監禁及び懲罰房への収監（第1レベルの違反について最高45日、未成年の場合は15日間）がある。その他に、特別の制裁として、作業・訓練からの除外・除籍、懲罰処分に代わるものとしての清掃労働の実行（本人の同意が必要不可欠）、レンタル物品のはく奪、4か月を上限とする面会禁止などがある。

懲罰処分に対する不服申立制度については、6(2)に述べたとおりである。

・2000年

懲罰を科す場合の事前手続として、施設長をトップとする懲罰委員会の手続を整備

規律違反行為を発見した場合には、被収容者本人、証人等から供述を取るなどして事実に関する詳細な報告書を作成し、懲罰委員会を開催する（報告書等は懲罰委員会開催の4時間前に被収容者に渡される。）。被収容者は、懲罰委員会に出席し、自ら口頭で又は文書により反論を行うことができる（懲罰委員会への出席は権利であるとともに義務でもある。）。

懲罰委員会は、委員長である施設長と、補佐役2名の職員から構成されるが、懲罰の決定権はあくまで施設長にある。

・2002年

被収容者が希望する場合には、懲罰委員会に弁護士の立ち会いを求めるなど司法援助の手続が整備

被収容者は、支援及び代理手続を行わせるため、弁護士を選任することができ（国選の制度もあり。）、懲罰委員会の前後に弁護士と打合せを行うことができる。

9 その他

(1) 選挙権・資格制限について

フランスでは、原則として刑務所に収容されている場合であっても選挙権等の公民権は停止されない（投票方法は、代理投票）が、裁判所の判決で、公民権の一部又は全部を制限することが認められている。ただし当該制限は、重罪については、10年を超えることができず、軽罪の場合は5年を超えることができない（フランス刑法典第131-26条）。

また、裁判所は、重罪又は軽罪の補充刑として、公務執行又は職業活動若しくは社会活動の禁止を科すことができる（同第131-27条）。

重罪 = 刑期10年以上の懲役又は禁錮

軽罪 = 刑期10年未満の拘禁刑

(2) 出所時の保護について

釈放時に資金を持たない被収容者に対しては、法律の規定により直接援助（160ユーロ）がなされるが、釈放後は生活保護による扶助に移行する。

第6 医療

1 刑務所内の医療が司法省から厚生省に移管されるに至った経緯

1994年までに国会議員等によって行われた受刑者処遇の実態調査により、行刑施設内で行われている医療に問題があることが判明。具体的には、施設内でHIV感染者が増加したことや刑務官が自らの判断で被収容者に薬剤を投与する（この場合、固形の薬剤については刑務官が水に溶かして投与する。）などの医療行為について行刑施設内では二級の医療しか施されていないのではないかと指摘がなされた。

フランスでは、被収容者であっても、保護されるべき人権は一般人と全く同一でなければならないとの考えがとられているほか、フランスの行政システムでは自らの所管する分野については自らの責任で実施するとの考えがあるため、司法省において実施されている刑務所医療の水準がフランスの一般的な公衆衛生の基準に及ば

ないのであれば、公衆衛生を所管する厚生省自らが刑務所医療を実施することは何ら不自然ではないとの考えから、1994年に刑務所医療については厚生省が担当することになったとのことである。この考えは、刑務所内で実施される教育でも同様であり、刑務所内で被収容者に行われる教育活動は文部省が所管しており、文部省から職員が派遣されている。

2 所管が移管された後の状況

まず、1994年に所管が厚生省に移管となった際、既に医療について民間に委託する体制がとられていた21施設を除いて（これら施設についても2001年3月に厚生省に完全に移管）、すべての刑務所が国公立病院と契約を締結し、同病院のユニットとして施設内にユクサ（診療所）が設置された。ユクサは、身体疾患・精神疾患の双方に対応することとなされているが、入院や特定の検査（CT スキャン等）については、施設と契約（プロトコル）を結んだ外部の病院が実施することとされている。

ユクサには、常勤の医師（総合医）、専門医（非常勤）、看護師、X線技師、理学療法士及び歯科医が在籍しており、医療機器もすべて厚生省の責任で完備されている。

この改革のために1994年時点で45,300万フラン（1フラン20円として約90億6千万円）の予算措置が講じられたとのことである。

また、厚生省は、1994年から2002年までの間一貫して医療体制の充実を図っており、移管を完了した2002年度の予算は、合計88,200万フラン（176億4千万円）に上っている。

なお、司法省と厚生省との契約により、刑務所は、ユクサのために所内の一部を提供するとともにユクサの維持管理を行うこととされている。

ユクサは、基本的に午前7時から午後7時まで開かれており、休日も対応している。この時間以外については、大規模施設についてはユクサに医師が常駐しているが、通常は契約を結んだ病院で対応する（医師を常駐している施設についても、夜間に医師が呼ばれることはほとんどなく、コストがかかるのでなるべく契約で対応する方向にしている。）。緊急患者については、緊急電話（注：日本でいえば119番）で対応する。

ユクサは国公立病院等のユニットなので勤務する医師の確保には事欠かないが、実際には国公立病院が医師の派遣を嫌がる例もみられる。ユクサで勤務する医師には複数病院に勤務することに対して特別手当が支給されることもある。

3 身体疾患対策

2001年8月に、UHSIと呼ばれる地域間監視付病院ユニットの開設が、関係省庁（厚生省、内務省、国防省、予算省、司法省）の省令により決定された。

UHSIは、被収容者の監視体制を整備した上で被収容者に対する医療（身体疾患に限る。）を一般の水準に合わせることを目的として、全国に8か所設置されるものである。財政的負担は、医療部分は厚生省、監視部分は司法省が負うが、施設の

責任は医療ユニット長（厚生省）が担当する。

UHS I が設けられるまでは、入院患者等については外部の病院に移送するか、全国で一つパリ郊外のフレーヌに設置されていたEPSN（Établissement public de santé national à Fresnes = 医療刑務所、現在の病床数120）が全国から患者を受け入れていた。EPSNは、一般外科・一般内科、継続治療、リハビリを実施する施設であり、厚生省、司法省及び財務省が所管している。通常の病院と同一の資格を有しており、医療スタッフも厚生省から派遣されているが、施設長は司法省の職員である。

なお、UHS I の設置により、EPSNが全国から患者を受け入れるという体制は改められる。

設置が予定されているのは、パリ（国立病院の中に開設予定（主として重症患者を担当。予定病床数25、フレーヌにあるEPSN（主として軽症患者を担当。予定病床数121床）とも連携する予定）、リヨン（予定病床数25床）、リール（予定病床数21床）、ナンシー（予定病床数16床）、マルセーユ（予定病床数45床）、ポルドー（予定病床数16床）、レンヌ（予定病床数19床）及びシールーズ（予定病床数16床）で、いずれも大学病院又は国公立病院の一角に設けられ、主として入院患者を扱うこととされている。ただし、UHS I は前もって入院している人しか収容させないこととしており、急患や48時間以内に入院しなければならない者については受け入れない予定（これらの者については、施設が契約を結んだ外部の病院が対応することになる。）。

また、UHS I は、被収容者を収容する施設であるため、完全な監視体制がとられる。現在の案では、UHS I 内の治安は司法省が責任を負うが、入院している被収容者の治療室や手術室までの連行、同室の管理は内務省（警察）が担当することとされている（24時間体制で2人の警察官が監視することとされている。なお、フランスでは、一般に施設から外部病院等への移送は、警察又は憲兵隊が実施している。）。

ところで、今年中にUHS I の第1号がナンシーに設置される予定であるが、内務省から、移送の間まで治療室等のZONE管理を警察が行うことは困難であり、この間は司法省で管理を担当して欲しい旨の申し出がなされている。現在、内務省と司法省の間で協議中とのこと。

また同時に、UHS I の本格的な稼働に向けて、職員らが身の安全を守りつつ、適切な医療が実施できるよう警備体制等について内部規則を策定中である。

4 精神疾患対策

1986年以降、26の刑務所にSMPR（Service médico-psychologiques régionaux = 地域医療心理センター）が設置され、被収容者の精神科治療を実施している。SMPRの職員（医師、看護師等）はすべて厚生省から派遣されている。

SMPRは、被収容者がSMPRで治療を受けることについて許容した場合に限って収容される入院専用施設であり、他施設の被収容者も受け入れている（なお、SMPRでの治療に同意しない被収容者については、知事の判断により、国内に8

か所設置されている治療困難病棟に強制入院される。治療困難病棟は、被収容者のための専用施設ではなく、自傷他害の危険があると判断された者を強制的に入院する医療施設である。実際には監視体制が整備されているため、受刑者が必要以上に収容されているとのことであり、後記U H S Aが設置される一因とされる。)

S M P Rの役割

刑務所内の精神保健一般(予防、検診を含む)
被拘禁者(被疑者、受刑者)の精神科治療
出所者については外部病院との協力
アルコールや薬物依存者対策への協力

しかしながら、S M P Rは入院専用施設ではあるが、夜間の診療体制が整えられていない上、監視職員が配置されていないため、作業療法などは実施されていない。

2001年クシュネール厚生大臣の指示で刑務所医療の実態調査がなされ、ユクサが行っている身体疾患の治療については概ね満足できるものの、精神疾患については不十分である旨の報告書がとりまとめられた(国会議員による調査でも同様の指摘がなされた。)

これを受けて、2002年9月に「司法体制における医療法」が成立し、U H S A(精神科専用病院ユニット)の設置が義務付けられた。現在、厚生省において必要病床数などの詳細について検討作業中とのこと。

U H S Aが設置された後も、S M P Rの対応は継続される。

5 社会保険制度

刑務所医療が司法省から厚生省に移管された1994年に、社会保険制度について規定している「公衆衛生及び社会保険に関する法律」も併せて改正された。従来、受刑者は、入所と同時に失業により保険制度の枠外におかれていたが、1994年以降すべての受刑者(不法入国した外国人も同様。)は入所と同時に社会保険被保険者番号を付与される(合法的にフランスに在住している者については、当該者の家族についても同様に番号を与えられる。)こととなった。保険料は、司法省が負担している。

このため、医療費は保険によりまかなわれることになるが、歯科と眼科については問題がある。具体的には入れ歯と眼鏡であるが、フランスでは、これらについては保険の基準に適合するものを支給することとしており、被収容者はこれを受けるほかない(資金を持っていても自費で購入することはできない。ただし、保険の基準自体も特に低く設定されているわけではないとのこと。)

かつては、歯科について被収容者から費用を徴収し、保険の基準を上回る治療を実施していた経緯があったが、厚生省に移管された際に当該制度を廃止したところ、治療にあたってくれる歯科医が少なくなったことがある。

6 移管によるメリット・デメリット

当初は、司法省側において、これまでと全く違う制度になることについて、混乱

や反発があったほか、厚生省としても刑務所に対するネガティブなイメージから円滑に実施されるか心配されたようであるが、現在では司法省、厚生省ともに現行制度でかなりうまくいっていると認識している。メリットとしては治療の連続性の面で有効であり、カルテは出所後も国公立病院で利用できるほか、外部の医師が常態的に施設内に入ることにより、これまで司法省が行ってきたことの問題点・改善点が明らかになった。

さらに、概して国民は被収容者に対して厳しい意見を持っているが、司法省だけではなく、医療部分について厚生省が予算措置を講ずることにより、全体として被収容者の処遇の質が向上した。

デメリットとしては、経費負担が莫大になったことである。

第7 外部からの監視等

1 監視委員会 (unecommision de surveillance) について

フランスには、刑事訴訟法上の組織として各施設ごとに監視委員会が設置されている。監視委員会の構成等については次のとおりである。

構成員 県知事(地方長官)、裁判官、検察官、警察、憲兵隊、弁護士、県会議員、商工業会議所、被収容者に対する社会的援助事業を行う団体の代表者等で構成される(メンバー数は正式に決まっていなが、概ね20名程度)。

委員長 県知事(通例は、知事の代理者が実施)

内容 1年に1回のみ開催され、まず、施設側から1年以内に起こった事柄等について運営状況を報告する。その後、施設内を視察。

委員長は、委員会報告を作成し司法省に提出。

権限 監視委員会の委員には開催日以外に施設を視察するなどの権限はない(なお、県知事や司法関係者等については、監視委員会とは別に施設を視察等する権限が付与されている。)

効果 司法省担当者の説明によれば、小規模な施設であれば年に一回委員会20名程度による視察がなされるだけでも一つの事件であり、実質的な効果があるとのこと。なお、監視委員会のほかに、フランスでは医師を始め、教官、ボランティア等の部外者が常に刑務所内に立ち入っており、常態的に外部の目が光っている。

2 監査について

(1) 行政による監査

行刑局内に監察部が設けられており、何か問題があれば適宜監査が行われる。問題の調査に当たっては監察部内に委員会が設けられ、問題の所在を調査するとともに改善事項等が報告書にまとめられる。

実際の運用としては定期的な監察というよりも問題が発生したり、問題の端緒をつかんだ施設のみを集中的に監査する対応がとられており、視察したポワシー中央刑務所の所長からは所長を援助する趣旨としてももう少し定期的に監査を実

施して欲しい旨の話があった。

その他に、医療関係については厚生省の、教育関係については文部省の監察がそれぞれ行われる。また、司法関係者は施設を巡視しなければならないこととされている。

(2) 国会議員等による監査

国会議員、知事等はいつでも施設を視察することができることになっている。

(3) 全国倫理委員会による監査

職員・被収容者双方からの不服を受け付ける機関として、全国倫理委員会が設けられている。委員会の会長は、元破棄院(日本の最高裁判所に当たる。)の長官。委員会では毎年報告書を出し、当局を非難することができる。

最近の例では、同じ房内に危険な被収容者とそうでない被収容者を混禁したことにより、危険な被収容者が同房者を殺害したという事案につき、夜間にきちんと視察が行われていない旨の報告書が出された。当局からは、言い分はもっともであるが十分な職員がいない以上限界がある旨回答したとのこと。

第8 職員関係

1 職員数

フランスの直近3年間の職員数は以下のとおり。刑務官のうち約14%が女性である。女性職員については、存在自体で施設内の雰囲気や和むほか、概して男性受刑者は男子刑務官に暴力を振るいがちであるが、女性は穏やかに物事をまとめようとするところから受刑者の暴力行為が減るというメリットがあるため、当局では今後とも採用を増やしていく予定(しかしながら、一方で女子職員は全体的に年齢が若く、出産・育児等のため人事管理が大変なことや、女子職員の増員が進むと女性の存在自体が「陳腐」なものとなるため前記のようなメリットがなくなるとの指摘もある。)また、1983年から女性を幹部に採用する制度が導入され、現在では数名の女性所長がいる。

なお、被収容者100人当たりの職員数は、刑務官40人、社会福祉担当官1人である。

	2001年	2002年	2003年
全体	26,233人	27,755人	28,590人
刑務官	20,529人	21,749人	22,358人
事務職員	2,320人	2,430人	2,502人
保護観察職員	1,667人	1,800人	1,949人
社会福祉担当官	529人	504人	503人
技術職員	674人	716人	725人
管理職職員	356人	382人	380人
教員・契約職員	158人	174人	173人

各1月1日現在の数字

2 職員の採用・待遇等

フランスでは職員の採用は、司法省で一括して行われている。これまでは十分な希望者の中から採用ができたが、最近では希望者の質が低下してきたため、広報活動に力を入れている。

職員は、行刑局の機関として設置されている国立矯正学院において6か月の基礎研修（3か月学院，3か月施設での実地研修）を受けた後，各施設に配属される。通常，最初は，パリ近郊の施設か又は問題受刑者を収容している施設に配属されるが，一定の経験を積むと地方の施設に異動を希望する人が多く，また，組合が経験のある職員の希望に応じるよう強く要求してくるため，応じざるを得ず，なかなかパリ近郊等の施設に経験のある職員が集まらない。

なお，刑務官は特別の身分とされており一般の公務員よりも高い手当が支給されている（注：ちなみに刑務官の月収は，最低1，408ユーロ（約18万円），最高2，131ユーロ（約27万円）である。）。

3 職員研修

研修は，職員の権利であるとともに刑事訴訟法典上の義務でもある。研修には，基礎研修，導入研修としての特別基礎研修及び継続研修の3つがあるが，概要は次のとおり。将来的に基礎研修については，理論を減らして実地研修を増やすようにする予定。このため，最近国立矯正学院の中に受刑者に対してどのような処遇を行うかを学ぶための研修施設として拘禁学校を作ったとのこと。

基礎研修	採用当初に期間6か月で実施される研修。 3か月は研修所に入所しての集合研修，3か月は実際の施設で勤務しながら研修が行われる。集合研修では，講義，演習，ロールプレイング，専門家によるセミナー等が行われている。また，施設には，各管区から研修担当の職員が1名～2名派遣されており，実地研修を担当している（担当職員は実地研修生10人と継続研修の職員150人を担当する。） この研修では最後に試験か論文の提出が求められ，当該成績が今後のキャリアに大きく影響する。
特別基礎研修	昇進した場合や別の部署に異動した場合又は特別な仕事につく人にはそれに応じた導入研修が実施される。
継続研修	職務に関する研修はもちろんのこと，キャリアアップのための支援をするための研修。他職への異動の支援も行う。2002年の実績で，全体60，000日，職員一人当たり平均2日の研修を実施している。

また，看守，保護観察担当官，事務職員及び技術職員の研修の概要は次のとおり。

看守	【役割】 被収容者の監視・安全の確保及び被収容者の社会復帰活動に手をかす。
----	--

	<p>【研修期間等】 6 か月 3 か月は学校での集合研修，3 か月は実際の施設で勤務しながら研修が行われる。</p>
上級看守	<p>【役割】 上級看守（勤務経験 5 年～10 年）は，施設内に設けられたユニットの責任者として集团的・個人的な処遇をそれぞれ組織化して実施する。</p> <p>【期間等】 3 か月</p>
看守長	<p>【役割】 施設長の副という位置付けで，ユニットを束ねた課の責任者。経理・人事管理など管理能力が必要とされる。</p> <p>【期間等】 1 年 6 か月は学校での集合研修，6 か月は実際の施設で勤務しながら研修が行われる。</p>
所長	<p>【役割】 施設の全般的な管理</p> <p>【期間等】 2 年 1 年は学校での集合研修，1 年は実際の施設で勤務しながら研修が行われる。</p>
社会福祉担当官	<p>【役割】 担当判事への情報提供等司法的役割と被収容者の社会復帰のため外部関係者との関係構築等社会福祉的役割を担う。</p> <p>【期間等】 2 年 1 年は学校での集合研修，1 年は実際の施設で勤務しながら研修が行われる。なお，社会福祉担当官のトップになるためにはさらに 1 年（6 か月集合研修・6 か月実地研修）の研修受講が必要。</p>

また，研修を実施するために行刑局に雇用管理課があり，研修内容の検討・決定や人事管理等を担当し，研修の実施については各管区で行っている。

現在新規の刑務所を建設するため職員の新規採用が増加しており，行刑局の政策の中でも研修の優先順位が高い。2002年～2003年の研修制度の重点は次のとおり。

監視の質を上げること（懲罰の手續，内部規則の能力向上を含む。）

施設内での安全の質を上げること。

行刑の執行をフォローする役割の強化（注：社会復帰の援助機能の強化）

さらに、女性職員の増加に伴い男女共同参画の職場をつくるための研修にも力を入れているとのこと。

4 組合

フランスには刑務官の組合が5つあり、いずれも全国レベルの組合連合に加入している。スト権はなし。労使関係については、全国レベル、管区レベル及び施設レベルごとにそれぞれ労使が交渉するために委員会が設けられている。委員会では当局側からプログラムを提案し、これに対し組合が意見を述べる形で交渉が行われる。施設では定期的に施設側と組合側が交渉をするが、投票により5つの組合の中から1つの組合が選ばれ、代表して当局側と交渉を行う。なお、投票は組合員でなくても行うことができる。

第9 ポワシー中央刑務所視察概要

1 施設の概要

もともと修道院であった場所を転用して1821年に中央刑務所として開設。

収容現員は視察当日（平成15年（2003年）10月15日）で230名（過剰収容状態にはない。）。うち52人が無期であり、約10人が刑期の短縮を伴わない刑期30年の受刑者である。罪名は、暴行、薬物、殺人など様々であるが、精神疾患を有する受刑者が年々増加しており、専門的知識がないため処遇に苦慮しているとのこと。全体の約2割が外国人。

刑務官数は約200名（うち女性17名）、看守長1名。3日勤務・3日休暇というのが一般的な勤務スタイルのため、平日の昼間は平均80名が勤務している。

所長は、女性（前職は、管区の人事部長）。

施設には庁舎のほかに、一棟の収容棟と複数の工場、面会所、体育館、屋外運動場、職業訓練を行うための教室等が設けられている。

2 処遇関係

(1) 保安関係

武器は監視塔にのみ配備されている。施設内は暴動の重大化を防ぐため、各区画ごとに扉で厳重に区画化されている。

最近の重大事故としては、2001年にある受刑者が職員にぶつかって懲罰処分を受けたことに端を発して受刑者が施設内に放火する暴動事件が発生。逃走は近年発生していない。規律違反の内容としては、暴言、脅迫、受刑者同士のけんかが多い。また、密造酒（受刑者が自ら購入した果物と砂糖を混ぜ合わせて酒を密造する。）による酩酊もかなり発生している。

(2) 日常生活関係

収容棟は、5階～6階建てで、マンション形式の構造になっている。各階の中央部分に監視部屋があり、職員が一人常駐して監視している。受刑者が収容される舎房には、大型房（全部で16房）と通常房の2種類があり、大型房の広さは概ね単独房の3倍程度ある。大型房への収容を希望する受刑者は、書面で申請を

行い、施設側で本人の行状及び舎房を清潔に保つことができるか否かを考慮して収容の可否を決定する。大型房、通常房に限らず、舎房内には、テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、扇風機及びパソコン等の所持が認められている。視察口から、房内全体を見渡すことはできない。また、各階にシャワーが3つ設置されており、自由時間であればいつ使用しても良い。

また、受刑者は自らの所持金で物品を購入することができる。物品は食料品から書籍等概ね所内生活に必要なものはすべて購入が可能である。受刑者の髪型は自由であり、衣服も私服である。

なお、1987年までは食事について、受刑者が食堂に集合して喫食していたが、職員が人質となる事件があり以後は居室内で食事をするように改められたとのことである。

(3) 懲罰関係

規律違反により懲罰として懲罰房への監禁処分を受けたり、制圧後通常房で処遇ができない受刑者が一時的に拘禁される懲罰房は、収容棟とは別の建物に設けられている。懲罰房は、通常の扉の内側に金網のフェンスがあり、ベッドやトイレ等はすべて固定されている。房の鍵は担当職員も持っておらず、責任者が来ないと開けられないようになっている。

懲罰房に収容されている間は、面会及び電話は禁止されるが、面会については懲罰房に収容されたことを家族に伝える暇がないと考えられる場合に限って最初の一回のみ許される。その他、売店からの物品購入やスポーツも禁止される（1日1時間の散歩が許されるのみ）が、文書による外部との通信については自由に認められる。

1998年以降、受刑者が希望すれば懲罰委員会に弁護士が立ち会うことのできる制度が設けられたが、ポワシー中央刑務所においては制度開始以降弁護士が立ち会ったのは5件程度である。

(4) 外部交通関係

面会室は、大きな部屋にテーブルとイスがそれぞれ5～6組おかれている。テーブルには隣が見えないように仕切板がおかれているが、受刑者と外来者との間にはない。また、面会室内の監視は監視カメラ及びマジックガラスを通じて監視が行われるほか時折職員による巡回が行われている。

弁護士や NGO との面会を行うため個室の面会室も3室ほどある。また、子どもが遊ぶための部屋も用意されている。

受刑者は、面会前は、服の上からタッチングによる捜検が行われるが、面会後は完全な裸体検身が実施される。

電話は、収容棟の各階に設置されている。受刑者が自らの資金でテレホンカードを購入し、電話をかけることができる（資金のない者については本人の申し出により施設側が支給することがある。）

(5) 職員と受刑者との関係

職員と受刑者は普通にあいさつを行ったり、握手をするなど受刑者の管理の仕方は我が国とは異なっている。職員は受刑者が暴れることなどが無いよう、日常

的にコンタクトを取り，心情把握に努めている。

(6) 不服申立関係

懲罰関係の不服については，1998年に制度が整備されて以降合計30件程度管区への申立てが行われている。このうち懲罰手続の瑕疵により5件が取り消されている。行政裁判所への提訴はない。

懲罰以外の不服申立てについては，食事，面会及び作業（職業訓練含む。）について申し出が多いが，対話により応じられるものについては応じるなど適宜対応している。

3 刑務作業等の実施状況

(1) 前出のとおりフランスでは刑務作業は義務とはされていないが，ポワシー中央刑務所では，十分な作業が実施されている状況とは見受けられない。作業の提供は受刑者の希望を参考に行われるが，実際に見学した工場では，作業台が5～6台おかれただけの小さな部屋でゴムベルトのようなものの両端をのりで貼り付けるだけといった内職的な作業が行われていた。施設側の説明では，このほかにシャンデリアを組み立てる作業や，旧式の電子媒体に保存された電子データを長期間保存できる媒体に移し替える作業が行われているとのことであった。

賃金は出来高払いであるが，内職的な作業については，平均250～300ユーロ/月，シャンデリア組立のような技術の必要な作業については最も高い人で800～1000ユーロ/月支払われている。

資金のある人から拘禁費用を徴収する制度がかつてはあったようだが，現在では行われていない。

(2) 職業訓練としては，調理師資格を取得するための訓練が行われているほか，情報処理技術の訓練が行われている。いずれも，専門の教室（調理師については厨房）が設けられている。調理師は，唯一フランス国内で雇用が多く，釈放後の就職に有利と考えられるため実施しているとのこと。

調理師資格の職業訓練については，文部省の外郭団体のグレッタという NGO からパートで一般社会の調理師学校の先生と同レベルの人に来てもらっている（文部省から予算をもらって対応している。予算の執行については各施設に任されている。）。現在32人が訓練を受講している。

4 教育活動の実施状況

(1) 教科教育については，中学や高校の卒業資格を得るための一般基礎教育やバカロレア（大学入学資格）を得るための教育も行われている。教科教育の受講者は，年間約80人であり，ほとんど文盲の人から大学の博士課程のレベルの人もいる。

現在約40名が受講しているが，バカロレア取得レベルにまで達している人が14人いるとのこと。

(2) 宗教活動については，カトリック，プロテスタント，イスラム教及びユダヤ教について信仰のための施設がある旨の説明があった。

(3) スポーツについては，屋外運動場及び体育館において，サッカー，陸上，バス

ケットボール、バレーボール、ペタンク（注：フランスで最もポピュラーなスポーツの一つ）、ボクシング、ウエイトリフティング等のほかに長期的に行えるスポーツとして合気道や太極拳が行われている。また、施設内には受刑者のサッカーチームがあり、職員チームとの対抗試合やプロサッカーチームとの親善試合が行われている（昨年、パリの名門サッカークラブであるサンジェルマンとの親善試合が行われたとのこと。）。

海外視察結果報告（ドイツ）

ドイツの行刑

ドイツにおいて、ベルリン州テーゲル刑務所及びハーケンフェルデ刑務所を訪問して調査した結果等の取りまとめは以下のとおりである。ドイツの行刑は、ドイツ行刑法（Strafvollzugsgesetz）を基本法として運営されているものの、実施要領については各州（Land）に委ねられている。したがって、ここに掲げる内容はベルリン州における行刑施設の運営の例であり、ドイツにおける統一的な運営状況を示すものではない。

第1 ベルリン州の行刑の概要

ドイツの通常の刑務所は、閉鎖刑務所（geschlossener vollzug）と開放刑務所（offener vollzug）に分かれている。ドイツ行刑法では、閉鎖行刑と開放行刑について、「受刑者は、その者が開放行刑のための特別の要件を満たし、かつ、特に、その者が自由刑の実行を免れ、又は開放行刑の機会を犯罪行為のために悪用するおそれがない場合には、その同意の下に、開放行刑の施設又は区画に収容されるべきである。その他の場合には、受刑者は、閉鎖行刑の中で収容しなければならない。受刑者はそうすることがその者の処遇上必要であるときも、また、閉鎖行刑の中で収容し、又はそこへ送還することができる。」としている（行刑法第10条）。

また、通常の刑務所のほかに、少年刑務所及び女子刑務所が設置されている。

ベルリン州（人口約340万人）においては、閉鎖刑務所としてテーゲル刑務所、シャルロテンブルグ刑務所、開放刑務所としてハーケンフェルデ刑務所、デュペル刑務所、ハイリゲンゼー刑務所が設置されており、閉鎖区画及び開放区画の双方が設置されている刑務所としてプレッツェンゼー刑務所、ベルリン少年刑務所、女子刑務所が設置されている。また、モアビート拘置所には、刑確定後の受刑者が一時的に収容されている。全行刑施設の収容人員は、約5,300人であり、そのうち、開放刑務所又は開放区画に収容されている者が約1,400人となっている。

第2 テーゲル刑務所の概要

テーゲル刑務所において、施設内を見学し、アダムス副所長等から聴取した結果は以下のとおりである。

1 施設の概要

1898年開設のドイツ最大級の男子閉鎖刑務所である。

(1) 収容状況及び職員数

収容定員：1580人

収容現員：約1700人

職員数：約850人（うち保安職員550人）

(2) 過剰収容問題

東西ドイツ統一後、過剰収容が続いている。その原因としては、旧東ドイツの刑務所には施設に不備な点があったものがあり、そのいくつかは閉鎖しなければならなかったことや東欧からの犯罪者の流入があげられる。

(3) 外国人受刑者

外国人の国籍は63か国に及んでいる。通常は問題なく処遇しているが、ユーゴでの紛争があったときは、所内でも受刑者同士の対立が起きたことがあった。ドイツ語が理解できない受刑者は必要に応じて通訳をつけるが、常時通訳がいるわけではなく、通常は、ドイツ語が分かる受刑者が他の受刑者を援助するなど受刑者同士が互いに助け合って生活している。

(4) 施設内の区画

施設内は6つの分所に分かれており、新規受刑者の受入れのための分所、残刑期3年未満の受刑者の収容分所、無期刑及び長期刑の受刑者の収容分所、残刑期5年以上の受刑者で集団処遇に適している者の収容分所、残刑期5年以上の受刑者で処遇が困難な者の収容分所及び性犯罪により自由刑が言い渡され、社会治療施設により処遇の指示がなされた者を収容する分所がある。

2 外部交通

(1) 面会の相手方

面会の相手方は基本的には自由であるが、その権利を濫用する者は制限される。ドイツ行刑法では、「受刑者は、施設外の者と、この法律の規定の範囲内で交通する権利を有する。」(行刑法第23条)とされ、施設長は、施設の保安又は規律が危うくされるおそれがあるとき、受刑者の親族でない面会者の場合において、面会者が受刑者に有害な影響を与え、又はその者の社会復帰を妨げるおそれがあるときは面会を禁止することができる」と規定されている(行刑法第25条)。

(2) 面会時間

ドイツ行刑法では、面会時間の合計を少なくとも月に1時間としているが(行刑法第24条第1項)、テゲル刑務所では、1回50分間の面会を最大4回まで認めている。

(3) 面会の実施形態

一般の面会は、集団室内で実施され、複数の面会が同時に実施されている。職員は別室でガラス窓越しに面会室全体を見渡して監視を実施している。会話内容の監督は、個別の事案において、処遇又は施設の保安若しくは規律上の理由から必要な場合に行われる。面会者は、所内に設置された自動販売機で13ユーロまでジュース、菓子、タバコ等を購入することができ、受刑者とともに飲食できることとなっている。薬物等物の授受の可能性のある受刑者は面会後に身体の検査を実施する。

(4) 長時間面会

信頼のおける状態となった長期刑受刑者で外出を認められていないものについて、配偶者、パートナー（同性の者も含む。）など社会復帰に役立つ者との長時間（最長5時間まで）の個室における面会を実施している。職員の立会いはなく、簡単なキッチン、ソファ、ベッド、シャワールームを備えた部屋で面会を実施している。



長時間面会の面会室

(5) 電話の使用

電話の使用について、ドイツ行刑法では、受刑者には電話をかけることを許すことができるとされ、電話については面会に関する規定を準用すると規定されている（ドイツ行刑法第32条）。電話をかける相手方についても、面会の相手方と同様に基本的には自由である。各収容分所に電話が取り付けられており、1か月50ユーロまでの通話が可能である。



見学した分所の電話機はPINコード形式（各人に暗証コードが割り当てられており、その番号を入力することにより各人に課金される。）であり、自由時間にいつでも電話をかけることができるとの説明であった。また、説明では、所持金のない者は電話をかけることができないとのことであった。

なお、ドイツ行刑法第32条では、通信内容の傍受を行う場合には、電話が接続された直後に、施設側又は受刑者により相手方に傍受が実施されることを伝えなければならないとしているが、テゲル刑務所では、通常は、通信内容の傍受は実施されていないようである。

3 舎房及び居室の状況

(1) 3年未満の受刑者を収容している旧舎房

19世紀末に建設された最も古い舎房であり、ペンシルバニア様式と呼ばれている十字の舎房であり、各中央廊下は吹き抜けとなっている。

収容定員は380人であるが、一部の居室に2名収容し、440人を収容している。（ドイツ行刑法第18条第1項によれば、休憩時間の間は単独でその居室に収容され、雑居収容は、受刑者が援助を必要とし、又は受刑者の生命若しくは健康に対する危険が存在する場合に限り、許されると規定されているが、テゲル刑務所では、本人の希望を踏まえて2名収容しているとのことである。）

一部に、薬物中毒の禁断症状を示し、ベルリン医師会の許可に基づき、代替薬物（メタドン）を使用して治療中の者を収容している区画や所内での薬物や物品の取引等借金を負い、他の受刑者から襲われる可能性のある受刑者を保護するために、本人の希望によりそのような受刑者を収容する他の受刑者が接触でき

ない区画が設置されている。

ドイツ行刑法は「受刑者は、その居室を適当な範囲において自己の物品をもって飾り付けることができる。近親者の写真及び個人的に価値のある記念品は、受刑者に持たせておかれる。居室の視察を妨げ、又はその他の方法で施設の保安若しくは規律を危うくする準備手段及び物品は、除外することができる。」と規定している（行刑法第19条）。通常の居室は、ベッドのほか、机、整理棚、洗面台が備え付けられており、その他に受刑者がテレビ、ラジカセ等を持ち込んでいる。

各居室は午後10時から午前6時までは施錠される。

(2) 保護室の状況

自殺等のおそれがある受刑者を収容する居室は、床に備え付けのウレタンベッド、トイレ、洗面があるのみの居室であり、自殺等のおそれ
で収容する場合は、医師又は心理技官の判断が必要であるが、緊急の場合は保安職員の判断で収容することができる。ただしこの場合には、事後に医師等の判断が必要である。医師等の判断により収容した場合の最長収容期間の定めはないが、通常は24時間から36時間程度の収容である。ただし、拘束具を併用している場合は3日間以上収容を継続する場合には州の矯正局に報告する義務がある。

この居室は懲戒として屏禁を科された者についても使用される。行刑法によれば、屏禁は最長4週間とされているが（行刑法第103条第1項第9号）、テゲル刑務所の運用では2週間程度が最長であるとのことである。ドイツ行刑法では、「重大な違反の場合には、施設長は決定に先立って、受刑者の処遇に参加協力する者との会議において協議するべきである。」と規定されているが（行刑法第106条第2項）、重大な違反とは、主として職員や他の受刑者に対する暴行、傷害を想定しており、受刑者の処遇に参加協力する者とは、外部の者ではなく、受刑者の収容区画の責任者、施設のソーシャルワーカー、心理技官や作業の担当職員等の刑務所内の職員を意味するとのことである。

(3) 1980年代に増築された新舎房

1980年代に舎房を増築している。すべての舎房を建て替える予定であったが、旧舎房が文化財として価値あるものとされたため取り壊しをせず、そのまま使用している。

新舎房では、一つの階に30の居室があり、各居室と管理室との間のインターフォンが設置され、必要な連絡はインターフォンで行っている。



舎房には共用のキッチンが備え付けられており、食材を購入し、簡単な調理はできるようになっている。

各居室のトイレ、洗面台は個室となっており、外からは見えない。

食事は、自分の居室で食べても、共有スペースで食べても良い。

入浴については、新舎房には15人当りに1室シャワー室が設置されており、自由時間にいつでも使用できる。しかしながら、旧舎房では、400人当りに1室しかシャワー室がなく、各区画で使用時間が限られている。



4 保安事故の状況

逃走は11年前に発生した後、発生していない。視察の1週間前に精神的に問題のある受刑者が看護師を人質にとる事件が発生したが、説得に応じて人質を解放し、それ以上の事故には発展しなかったとの説明があった。

5 医療

(1) 医師等の数

各分所ごとに医療設備があり、全体として、一般医が6人、看護師が50人、歯科医師が2人おり、一般診療、急病対応、外部病院や医療専門施設への移送等を担当している。

(2) 医師の勤務状況

医師は、平日は毎日勤務している。当直医はいないが、急患の場合に必要なに応じて医師に連絡する。

(3) 医療の内容

各分所の医療設備では診断及び一般的な診療のみを実施し、手術等は外部病院又は医療専門施設へ移送して実施する。医療専門施設を備えている施設としては、モアビート拘置所、プレッツェンゼー刑務所、精神科医がいる施設としてシャルロテンブルグ刑務所がある。

なお、医療水準は一般の国民に施される医療水準と同一とのことである。

(4) 医師の確保

医師の確保について苦勞することはないかとの質問に対しては、ドイツでは一般の病院の勤務医の勤務条件があまり良好なものとは言えず、刑務所の医師の勤務条件の方が良いこともあり、医師の確保には特に苦勞していないとの回答であった。

6 作業

ドイツ行刑法において、受刑者は、その者の健康状態から遂行可能であるとしてその者に指定され、その者の身体能力に適した作業又は作業療法的労作その他の労作を行う義務を負うとされ(行刑法第41条第1項)、作業は義務であるが、受刑者

全員に割り当てる作業量がないため、テーゲル刑務所では15ある作業場において、約1700人中1100人程度が就業している。

作業時間は午前7時ごろから午後3時ごろであり、昼休みが1時間ある。舎房から作業場への行き来は、特に行進することではなく、通常に歩いて往復している。

作業の収入は州との取り決めで刑務所独自の財源とすることができるが、ドイツでは行刑施設における作業は伝統的に手工業が多く民間企業の需要に十分に応じられていない。そのため、現在は刑務所の所内使用向けの作業内容が多いことから、今後、外部の業者からの発注を受けたり、外部に作業製品を販売していくことに努力していくことを考えているとのことである。



作業に使用する器具の管理は厳格には実施していない。作業に使用する器具を自分の居室に持ち込む例が見られるし、それが凶器に使用される可能性も認識しているが、すべての器具の管理を実施することは困難な状況であるとの説明であった。

7 スポーツ活動

受刑者は、作業終了後、サッカー、ハンドボール、バレーボール、卓球のスポーツクラブに参加することが可能である。クラブに参加できる人数に制限があり、犯罪組織に属している者、懲戒を受けている者は参加できない。クラブの指導を行っているのは、トレーナーの資格を有する職員（常勤4名、また、謝金を支払い外部から来てもらうこともある。）である。サッカー、ハンドボールは所内でのリーグ戦が行われるほか、外部のチームとの対抗試合もある。

クラブに参加しない受刑者も、運動場でのジョギング、体育館内でのフィットネスの器具の使用は可能であり、舎房内で卓球をすることも可能である。

8 施設審議会

(1) 人数及び資格

ドイツ行刑法では、各施設ごとに施設審議会が組織されなければならないとされており、その細目は各州が規定するとされているが（行刑法第162条）、テーゲル刑務所では各収容分所ごとに2人、合計12人の委員があり、そのうちの1名が委員長に指名されている。

施設審議会に委員を派遣したい団体がベルリン州政府に届出を行い、ベルリン州政府が委員を派遣する団体の認定を行い、その団体の代表者が委員に選定されている。

(2) 活動内容

施設審議会の委員の役割について、ドイツ行刑法では、行刑の形成及び受刑者の保護に参加協力するとされているが（行刑法第163条）、テーゲル刑務所の施設審議会は受刑者と刑務所との間を仲裁する機能を持つものであり、委員は受刑

者と面接し、感じた印象等を刑務所側に伝えるという活動を行っている。また、刑務所と一般市民との間を仲裁する機能も持ち、刑務所のために一般市民に広報活動も行っている。

一般市民は、刑務所内の受刑者に処遇についてどのような意見を持っているかとの質問に対し、一般市民は、何か施設で事故が発生した時、メディアで取り上げられる特別の行事がある時しか関心がなく、刑務所内の受刑者の処遇が良すぎる等の意見はないとの回答であった。

会合は月に1回行われ、各委員は通常は通告なしに施設を訪問しているが、休日、深夜の通告なしの訪問は常識として実施していない。

また、施設において受刑者に対する決定や規則を作成したような場合は施設審議会に報告するとしている。

9 施設の長の処分に対する裁判所への申立て

ドイツ行刑法では、施設の長の処分に対して通常の裁判所（刑執行部）の決定を求める申請をすることができるとの規定があるが（行刑法第109条）、その他に行政裁判所への行政訴訟はできるのかとの質問に対しては、通常の裁判所の刑執行部へ訴えることのみによるとの回答であった。

10 刑務所の処遇についての変遷

1976年にドイツ行刑法が制定されるまでは、ドイツ国内において刑務所内の処遇を統一的に規律するものはなく、各施設に任されていた。それまでは規律重視であったが、ドイツ行刑法の制定後、法令に基づく処遇が展開され、受刑者の自由を認める方向に進んできたが、保安事故があった場合などは元の状態に戻すというような動きを経て、徐々に現在の形となった。

現在の処遇の方向としては、受刑者の生活をできる限り安定させるように配慮し、受刑者と職員との関係を上下の関係でとらえるのではなく、対話による関係へと変化させており、受刑者とコミュニケーションを図りながら、受刑者との会話により問題の解決を図るための職員の研修が必要とされている。

また、施設内の雰囲気や和らげることも必要であり、女子の保安職員も増加しており、現在、保安職員の22パーセント（550名中、約120人）が女子となっている。

第3 ハーケンフェルデ刑務所の概要

ハーケンフェルデ刑務所において、施設内を見学し、ヴァルター所長等から聴取した結果は以下のとおりである。

1 施設の概要

2年以上の自由刑を受けた在宅の者を収容する開放刑務所である。

(1) 収容状況及び職員数

収容定員：248人

収容人員：280人

職員数：63人(事務職員12人,保安職員45人,ソーシャルワーカー6人)
(女子職員の比率は20パーセント)

(2) 被収容者の特徴

収容される受刑者は在宅で2年以上の自由刑を受けたものであり, 検察の執行部が収容命令を出し, 受刑者は自ら出頭してくる。

なお, 閉鎖刑務所に収容されている受刑者が, 釈放前などに開放刑務所に移送されることがあるが, このような受刑者はハーケンフェルデ刑務所ではなく, デュペル刑務所又はハイリゲンゼー刑務所に収容される。

罪名は特に特定されておらず, 無免許運転から, 麻薬の売買, 強盗, 窃盗, 詐欺, 傷害致死等様々である。児童愛好癖がある性犯罪者については心理技官の判断を経て入所させることとなっている。刑期も特に定めがなく, 現在収容されている者の中で最も刑期が長い者は刑期8年である。

外国人受刑者が全体の25~30パーセント程度を占めている。

2 施設

施設の開所は1978年であり, 最初はデュペル刑務所の支所として開所された(収容命令による受刑者を対象とする施設としては, ドイツで初めて設置されたもの。)が, 1991年に本所となり, 1998年に改築している。

施設の周囲は高さ2メートルのフェンスのみであり, 形状はすべて同じである8つの収容棟があり, それぞれ31室の単独室と4人部屋の共同室(2段ベッドが2つ設置されている。)が1室ある。

収容棟内は職員寮のような設備となっており, 共用のキッチン, 冷蔵庫があり, 外で購入した食材等で簡単な料理ができる。

各居室の扉, 構造も職員寮のような構造であり, 各人が持ち込んでいる私物も少なく, 簡素な状況である。

午後10時までは自由に行動できる。鍵は各人が持ち, 外出の際は自分で施錠するが, 内側からは施錠できない構造となっている。



3 作業

(1) 外部通勤

入所時に仕事に就いている者はその仕事を継続できる。そのため入所時の手続きをできる限り迅速に行い, 遅くとも2週間後には仕事に戻れるように配慮している。最高で1日16時間まで外出が許可される(職場までの近接性を考慮して時間が決定される。なお, 仕事が終わった後も外出が許された時間内であれば適宜自宅に戻ることも可能であるとのことである。)

門限は午後10時となっており, 各人がタイムカードを押すことで出入りを管理している。出入口には私物の保管庫があり, 携帯電話は持込み禁止となっており, この保管庫に保管する。視察時現在, 約200人が外部通勤をしている。

雇用者からの給料は施設の口座に送金され、経費として月に100ユーロを差し引き、その残りは刑務所で管理する個人の口座へ振り込まれる。2年間、特に問題がなかった受刑者については自分で管理する個人口座を持つことができる。

開放刑務所において外部通勤を許す法的な根拠はドイツ行刑法第11条であり、外部の企業との自由な労働契約及び賃金の施設への送金についての法的根拠はドイツ行刑法第39条である。

ドイツ行刑法第11条

(1) 行刑の緩和として特に指示することができるのは、次の事項である。

受刑者が施設外で、規則的に、行刑職員の監督の下で作業に従事すること(構外作業)、若しくは行刑職員の監督なしにそうすること(外部通勤)ができること。

受刑者が日中の一定時間、行刑職員の監督の下に施設を離れること(連行)、若しくは行刑職員の監督なしにそうすること(外出)ができること。

(2) この緩和は、受刑者が自由刑の実行を免れ、又は行刑の緩和が犯罪行為のために悪用されるおそれがないとき、受刑者の同意の下に、指示する事ができる。

ドイツ行刑法第39条

(1) 受刑者にはそうすることが行刑計画の範囲内において、釈放後生業に従事するための能力を付与し、保持し、又は助長する目的に役立ち、かつ、行刑の主要な理由に反しないときは、施設外の自由な労働関係に基づく作業、職業訓練又は職業補習教育に就くことが許されるべきである。第11条第1項第1号、第2項及び第14条は、これによって修正を受けない。

(2) 受刑者には、自営職業活動を許すことができる。

(3) 行刑官庁は、報酬が受刑者のための貸方として行刑官庁に振り込まれることを要求することができる。

(2) 所内作業

入所時に仕事がない者については、アルバイトではなく定職となるような職業を斡旋するよう努力している。しかしながら、労働市場は厳しくなかなか斡旋することは困難である。

外部通勤をしない者は所内で刑務所で使用する道具等の作成(視察時には雪かき用のスコップを作成していた。)や清掃作業等の作業を行っている。

所内で作業をしている者については、1月60時間の外出が許可され、残刑期9か月となると外泊の機会が与えられる。

4 飲酒、薬物の使用の禁止

外出中も所内でもアルコール類の摂取は禁止されている。飲酒癖のある者は帰所時に抜き打ちでアルコールの呼気検査を行う。外出中の飲酒についてはその程度で措置が異なるが、所内で飲酒した者は閉鎖刑務所へ移送する。

薬物についても抜き打ちで尿検査を行う。ハードドラッグを使用した者は閉鎖刑

務所へ移送する。

閉鎖刑務所へ移送する者を収容する鉄格子のついたベッド、トイレと洗面台だけの特別の居室が用意されている。

ソフトドラッグを使用した者には外出時間を短縮するなどの処分を行う。



5 医療

外部通勤している者は社会における社会保険等はそのまま利用でき、各人が自分で外部の病院に通院する。施設内では1週間に1度医師が来所し、診察を実施する（午前8時から午後4時は看護師が常駐している。）。社会保険に加入していない者は、州法務省の負担で契約している外部の医療機関で診療を行う。

6 施設審議会

施設審議会とは良好な関係を保っており、受刑者が有している問題を面接して聞き、受刑者の利益を図るというよりは、受刑者を説得し、施設の事情を理解させるという形で問題解決を図ることが多い。また、広報活動も施設審議会の重要な活動となっている。

7 開放処遇について

(1) 開放刑務所の利点

開放刑務所の利点は、閉鎖刑務所と比較して経費がかからないということと受刑者の雇用を継続できるということであると考え。また、雇用が継続されている受刑者は給料から税金を支払うことになるので社会にとっても財政的に良いことであると考え。

雇用主は、刑を受けた者を解雇するようなことはないのかとの質問に対しては、雇用主によって態度は違うとのことであった。

(2) 開放刑務所の再犯率

開放刑務所の方が閉鎖刑務所に比べて再犯率は低いと思われるが、統計の取り方や犯罪によって違うと考え。開放刑務所の被収容者でも麻薬売買や詐欺で大金を稼ぎ、犯罪のうまみを知ってしまった者は再犯の可能性が大きい。所内で詐欺を働くような者もいる。

(3) 刑務所の開放度の限界について

刑務所という形態でこれ以上の開放度のものとする事ができるかとの質問に対しては、受刑者からはもっと開放度を上げてほしいという希望があるかもしれないが、現状の開放度が限界であると考えている。

(4) 地域住民の反対について

25年前にこの施設を設置した時は、開放刑務所という制度自体には賛成であるものの、この地域での建設には大反対であるとの地域住民からの抗議があった。しかし、年月が経ち、この施設もそれほど悪いものではないとの印象が徐々に地

域住民に広がっているのではないかと思う。一般の市民の考え方は流動的であり、何か重大な犯罪が起こった場合は閉鎖刑務所への収容を強く訴えられる。また、政治的な動きでメディアで強硬な報道がなされると考えが変わるとの回答であった。